

沖縄県土木建築部発注の  
建設コンサルタント業務における  
**プロポーザル方式**の試行要領の手引き

【土木編】

令和5年10月1日 改定版

沖縄県土木建築部

## 目 次

1. 発注・契約方式の概要・選定及びプロポーザル方式の実施手順	1
1.1 本手引きの適用範囲	1
1.2 発注・契約方式の概要	1
1.2.1 発注・契約方式の種類	1
1.2.2 各発注方式・契約方式の概要	1
1.2.3 発注・契約手続選定の考え方	4
1.3 プロポーザル方式の実施手順	5
2. 参加資格及び手続について	6
2.1 参加資格の確認	6
2.2 参加表明書、証明資料、技術提案書、参考資料について	6
2.2.1 参加資格	6
2.2.2 技術提案書の選定者を選定するための基準等	10
2.2.3 選定者数の基本的な考え方	10
2.3 手続きについて	11
2.4 参加資格要件及び各段階の評価における留意事項	13
3. 配点・審査・評価	18
3.1 配点に関する基本的な考え方	18
3.2 選定段階における配点	18
3.3 特定段階における配点	20
3.4 技術評価の基本的な考え方	23
4. プロポーザル方式における具体的な審査・評価について	24
4.1 参加説明書及び選定段階での技術評価について	24
4.1.1 参加説明書	24
4.1.2 選定段階での技術評価	25
4.1.3 特定段階での技術評価	27
4.2 選定段階における評価留意事項	32
4.2.1 選定段階【①企業の評価】参加表明者の経験及び能力	32
4.2.2 選定段階【③業務実施体制】	43
4.3 特定段階における評価留意事項	44
4.3.1 特定段階【①配置予定技術者の評価】予定技術者の経験及び能力	44

4.3.2 特定段階 【②ヒアリング】 .....	50
4.3.3 特定段階 【③実施方針】 .....	50
4.3.4 特定段階 【④評価テーマ】 .....	51
4.3.5 特定段階 【⑤参考見積に関する確認（原則として設定）】 .....	52
5. プロポーザル方式における受注者の特定 .....	53
6. その他留意事項 .....	54
6.1 評価内容の担保 .....	54
6.2 中立かつ公正な審査・評価の確保 .....	54
6.3 情報公開 .....	55
6.4 管理補助技術者の配置について .....	56
7. 参考資料 .....	57
7.1 標準的な発注方式事例 .....	57
7.2 同種・類似業務の取扱事例について（参考） .....	63
7.3 様式について .....	67

## はじめに

本手引きは、建設コンサルタント業務のプロポーザル方式及び総合評価落札方式の手続きを進めるに当たり、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）、沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務に係るプロポーザル方式試行要領（平成23年3月31日土企第2622号）及び沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価方式試行要領（平成23年3月31日土企第2622号）などの業務契約に至る規則又は各種要領等との整合を図るとともに、記入事例や要領等への解説を加え、事務手続きを円滑に行うために作成したものであります。

当該手引きに示した評価基準は、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成21年4月20日、国地契第3号、国官技第11号、国営整第16号）及び「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの運用について」（平成12年12月6日、建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）を基に土木建築部で試行的に実施した事例を参考に修正を加えています。

土木建築施設は、その一つ一つが施工条件や周辺環境条件が違うことから、各々がオーダーメイド的に施工されおり、企画・設計段階から受注企業や技術者に求める能力も各々違いがあることから、当該手引きで示した評価基準は一例であり、現場の状況に応じて適切に変更することを前提としております。

なお、当該手引きは、昨今の変化の著しい入札制度の改定に対応すため随時変更を加える予定であることから、各担当者においては、最新の情報に留意し、適正な事業執行に努めて頂きたい。

技術・建設業課

経 緯	策 定	平成23年3月31日	土技第1111号	(H23.4.1より適用)
	改 定	平成24年3月2日	土技第1100号	(H24.4.1より適用)
	改 定	平成30年2月21日	土技第1120号	(H30.4.1より適用)
	改 定	平成31年3月26日	土技第1749号	(H31.4.1より適用)
	改 定	令和2年2月21日	土技第1406号	(R2.4.1より適用)
	改 定	令和4年7月1日	土技第163号	(R4.7.1より適用)
	<u>改 定</u>	<u>令和5年○月1日</u>	<u>土技第○○号</u>	<u>(R5.○.1より適用)</u>

### [R5.○.1版 主な改定点]

#### ○2.3 (3)評価について

下方修正に係る内容を追記。

#### ○2.4 参加資格要件及び各段階の評価における留意事項について

評価対象書類について表現を修正。

#### ○2.4 (2)地域要件・地域貢献度・地域精通度の設定等について

表2-1における「○」の取扱いについて修正。

#### ○2.4 (5)技術者資格等の設定の考え方

表2-2における「○」の取扱いについて修正。

#### ○4.2.1 (2)成績・表彰 2) 業務表彰

対象年度の考え方に関する表記を修正。

#### ○4.2.2 (2)成績・表彰 2) 業務表彰

対象年度の考え方に関する表記を修正。

#### ○6.4 管理補助技術者の配置について

管理補助技術者の参加資格要件について追記。

以下の要領等も合わせて確認すること

- 沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務に係るプロポーザル方式試行要領（策定平成23年3月31日土企第2622号）
- 測量及び建設工事コンサルタント業務等の指名に関する要領（平成27年4月27日土総第429号）  
【国のガイドライン】
- 沖縄総合事務局開発建設部の建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（案）【建設系】（令和4年3月一部改定）
- 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27年11月）

要領等については、沖縄県土木建築部 技術・建設業課のホームページを参照。

## 1. 発注・契約方式の概要・選定及びプロポーザル方式の実施手順

### 1.1 本手引きの適用範囲

沖縄県土木建築部発注の建設コンサルタント業務に係るプロポーザル方式試行要領に基づいて、沖縄県土木建築部が発注する建設コンサルタント業務等の以下の業務において、主務課長、事務所等が必要と認める業務は、本手引きを参考に手続を進める。

- 測量、建設コンサルタント業務  
(測量、土木に関する工事の設計又は監理、調査、企画、立案、支援を行う業務)
- 地質調査業務  
(例: 測量、地質・土質調査、土木設計、企画調査、土木施工管理、環境調査業務、用地補償業務など)

### 1.2 発注・契約方式の概要

#### 1.2.1 発注・契約方式の種類

建設コンサルタント業務等の入札契約方式には競争入札と随意契約がある。

競争入札には発注方式として価格競争と総合評価落札方式があり、契約方式（業者選定方式）として一般競争入札、指名競争入札がある。

随意契約には発注方式としてプロポーザル方式と随意契約がある。

表-1 入札・契約方式

入札契約方式	発注方式	契約方式（業者選定方式）			評価項目		
競争入札	価格競争方式	一般競争入札			価格		
		指名競争入札	公募型 簡易公募型 通常指名				
	総合評価落札方式 (標準型) (簡易型)	一般競争入札		指名競争入札 公募型 簡易公募型	価格+技術力		
随意契約	プロポーザル方式	公募型プロポーザル			技術力		
		簡易公募型プロポーザル					
		指名型プロポーザル					
	上記以外の随意契約				—		

#### 1.2.2 各発注方式・契約方式の概要

建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、当該業務の内容により、価格競争方式、プロポーザル方式、総合評価落札方式の発注方式を基本とする。

品質の高い成果を期待する業務については、積極的に総合評価落札方式又はプロポーザル方式を活用すること。

各発注方式の概要を以下に示す。

※仕様とは、業務の目的にかなう成果物を得るための方法や手段

## (1) 價格競争方式

あらかじめ、信用力や技術力が適切と認められる数者を指名し、入札価格が最低（最高）の者をもって契約相手方とする方式を指名競争入札方式という。

指名される者を募る場合は、公募型指名競争入札という。また、参加要件を満たす者全てに入札参加資格を与える場合は、条件付き一般競争入札という。

一定の資格・成績等を付することにより、品質を確保できる業務は、価格競争方式を選定する。

## (2) 総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、実施方針や技術提案を求めるこことにより、より品質の高い成果が期待される場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式には標準型及び簡易型を定める。

本方式は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質（技術提案書）が総合的に優れた内容の者と契約を行うものである。

本方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（以下「評価テーマ」という。）を示し、評価テーマに関する技術提案を求ることによって、品質向上を期待する業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、評価テーマに関する技術提案を求める必要はない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。

### 1) 標準型

標準型では、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、価格と技術力を総合的に評価する。

業務の難易度に応じ、実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務については、原則として価格と技術力の評価に関する配点の比率を1：2とし、より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務については1：3とする。

評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求ること及び、高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務については、配点比率を1：3とすることも可能とする。

価格：技術	評価テーマ、業務内容
1：2	<ul style="list-style-type: none"><li>● 実施方針と評価テーマ数が1つで評価が可能な業務</li></ul>
1：3	<ul style="list-style-type: none"><li>● より業務の難易度が高く実施方針及び評価テーマ数が2つで評価する必要がある業務</li><li>● 評価テーマ数が1つであっても、入札者に対して高度な技術提案を求ること及び、高い知識又は構想力・応用力を十分に確認することができ、業務及び工事の品質向上が期待できる難易度の高い業務</li></ul>

### 2) 簡易型

簡易型では、技術提案として当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則1：1とし、業務の難易度に応じて1：2を用いることも可能とする。

### (3) プロポーザル方式

プロポーザル方式は、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する発注方式である。

契約上は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約である。

以下の業務の場合は、プロポーザル方式を選定する。

- 事前に仕様を確定できない場合
- 事前に仕様を確定可能であるが、提出された仕様に基づいた方がよりよい成果が期待できる場合
- 業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合
- 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）
- 上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合

ただし、予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではない又は専門的な技術が要求される業務ではないもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる。

#### 1) 契約方式：「公募型」と「指名型」について

「公募型」又は「指名型」により選定した者からプロポーザル（技術提案書）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続である。

##### ア 公募型

当該手続きへの参加を希望する者を公募し、その応募者のうち一定の条件を満たす者から技術提案を受ける方式をいう。

##### イ 指名型

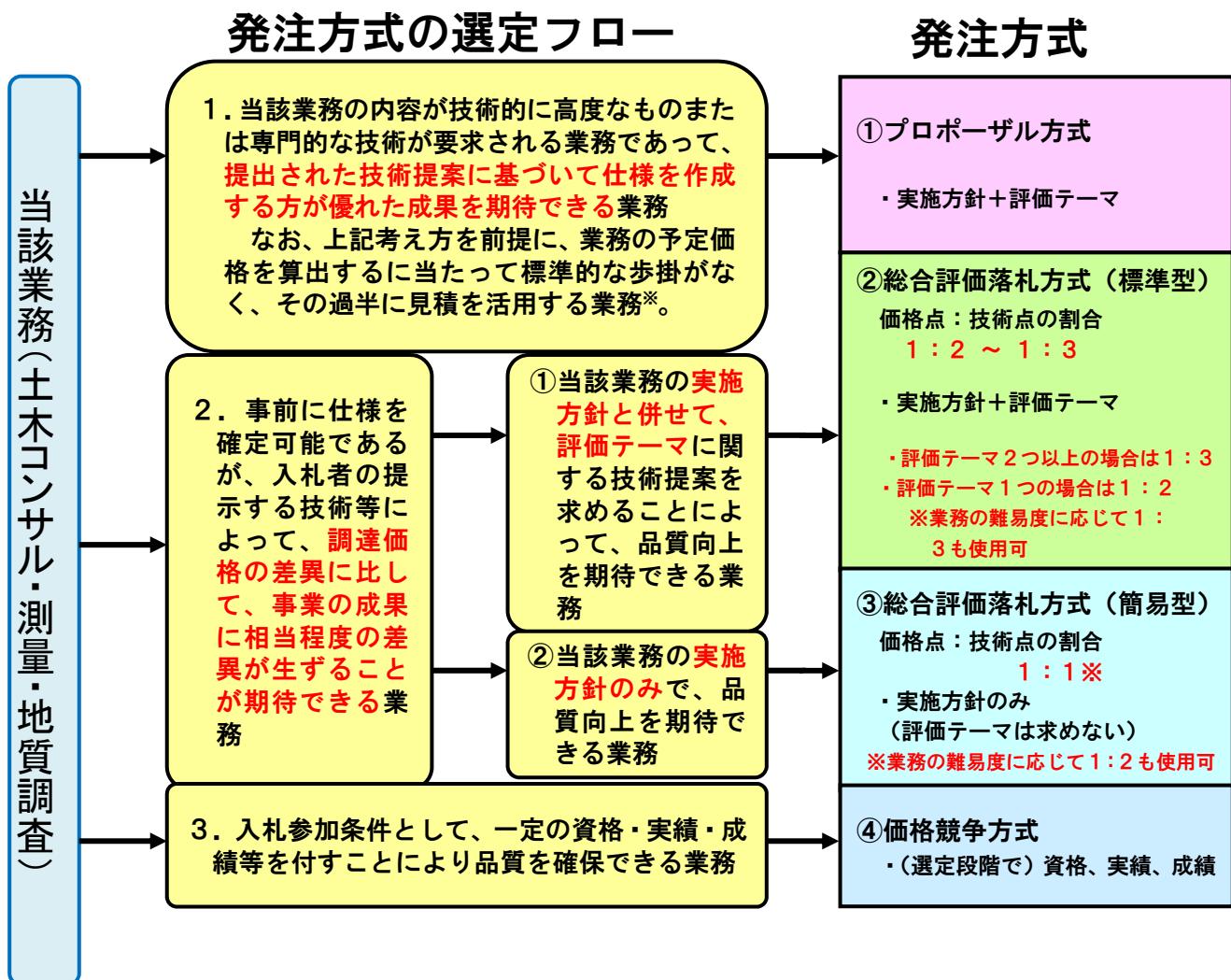
あらかじめ一定の要件を満たす複数の者を選定し、技術提案書の提出意思を表明する書類の提出があった者から技術提案を受ける方式をいう。

### 1.2.3 発注・契約手続選定の考え方

発注方式の選定にあっては、「発注方式の選定フロー」(図 1-1) 及び「標準的な発注方式事例（以下「標準発注事例」という。）」(7.1 標準的な発注方式事例) を参考に、業務内容等を勘案のうえ設定する。

※標準発注事例は目安として活用すること。

※標準発注事例は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる。

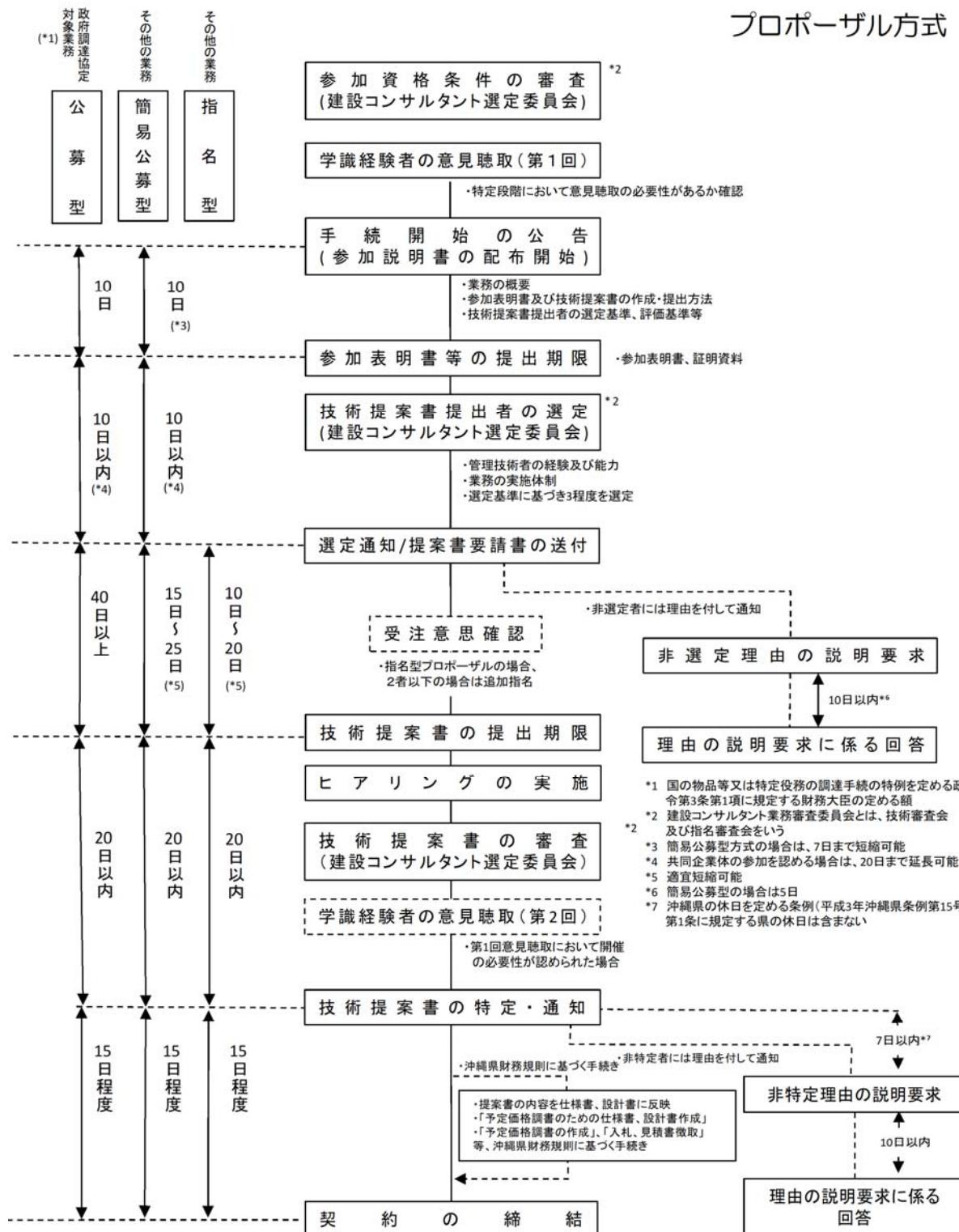
図 1-1 発注方式の選定フロー

### 1.3 プロポーザル方式の実施手順

#### (1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の、標準的な手順は以下のとおり。日数は、業務の内容に応じて短縮可能とする。

### プロポーザル方式の実施手順



## 2. 参加資格及び手続について

### 2.1 参加資格の確認

プロポーザル方式の参加資格の設定は、対象となる業務内容に応じて、適正に設定する必要がある。項目の設定は、技術審査会、指名審査会において、十分検討すること。

### 2.2 参加表明書、証明資料、技術提案書、参考資料について

参加表明書、証明資料、技術提案書、参考資料は以下のとおり。

名 称		提出段階	内 容
参 加 表 明 書 等	参加表明書	選定段階	別記様式-1、1の2 別記様式-2、2の2、3、4、5の1~6、6、6の2~3、7、8
	証明資料	選定段階	参加表明書及び技術提案書の内容を証明する資料
料 技 術 資	証明資料	特定段階	
	技術提案書	特定段階	別記様式-11、12、13
参考資料		選定段階	内容確認シート【〇〇段階】

#### 2.2.1 参加資格

##### (1) 参加資格

原則として、参加表明書に記入させて確認する。

(参加要件とはせず、評価の対象とすることも可能。)

##### 1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあっては、全ての構成員が該当する。）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 土木関係建設コンサルタント業務（〇〇部門）に登録を受けている者であって、沖縄県の令和〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における業種区分〇〇、登録業種〇〇に登録された者。  
(業務の難易度により、コンサルタント登録の「部門」は設定する。)
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記②の再認定を受けた者を除く。）。
- ④ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ⑤ 参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ⑦ 実施方針及び評価テーマが適正であること。
- ⑧ 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。

【※プロポーザル方式においては、原則として地域要件は設定しないが、委託業務内容及び共同企業体発注により地域要件を設定も可能とする。】

## 2) 共同体の結成にあたっての要件

共同企業体発注の場合に設定する。

- ① ○社共同企業体とする。
- ② 自主結成方式とする。
- ③ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- ④ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- ⑤ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、○%以上でなければならない。  
【※工事に準じて検討する。】
- ⑥ 共同企業体の協定書が、参加説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

## (2) 参加者の実績及び管理技術者等の要件（案）

共同企業体の場合は、「代表構成員」を対象とする。

### 1) 企業に関する要件

- ① 配置予定技術者については、2), 3), 4)に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

#### ② 同種又は類似業務の実績

技術者のみに業務実績を求める場合は、要件としない。

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成○年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務○件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務 :	○○の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務 :	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等） (△△とは、××と定義する。以下同じ。)
(同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、市町村、○○整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)	

- 同種・類似業務の設定は、当該業務内容を考慮して設定する。
- 参加表明書等における企業の同種又は類似の実績を評価する。

## 2) 配置予定技術者の資格に関する要件

### ① 管理技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が管理技術者等を配置すること。

予定技術者は、下記に示す条件を満たす者であり、以下のいずれかの資格保有者であること。

【技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合の例】

① 技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士（建設部門又は〇〇部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② R C C M（〇〇〇部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

【技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合の例】

① 技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士（建設部門又は〇〇部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② 國土交通省登録技術者資格（施設分野：〇〇－業務：〇〇） R C C M（國土交通省登録技術者資格（施設分野：〇〇－業務：〇〇）を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（國土交通省登録技術者資格（施設分野：〇〇－業務：〇〇）を除く）
③ 上記以外のもの（國土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

- 業務の内容に応じて、技術士の専門部門を設定する。
- 参加表明書等における保有資格を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。
- 測量業務において、測量士は参加資格としない。

### ② 照査技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が照査技術者を配置すること。

その他「①管理技術者」に要する資格保有と同じ。

## 3) 配置予定技術者の業務実績に関する要件

### ① 管理技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が管理技術者等を配置すること。

管理技術者は、平成〇年度以降に完了した業務において、下記a若しくはbの実績を〇件以上有すること。

a 同種業務 :	○○の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務 :	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等） (△△とは、××と定義する。以下同じ。)
(同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、市町村、○○整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。)	

- 参加表明書等における同種又は類似業務の実績を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。
- 再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は、管理技術者又は担当技術者とする。
- 予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

## ② 照査技術者

共同企業体の場合は、「代表構成員」が照査技術者を配置すること。

「①管理技術者」の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

## 4) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

- 管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。
- ただし、契約金額が1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満とする。
- 手持ち業務量とは、平成〇年〇月〇日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。
  - 参加表明書等における配置予定管理技術者の手持ち業務量が、〇億円未満かつ〇件未満であることを確認する。
  - ただし、国土交通省、沖縄総合事務局開発建設部及び沖縄県土木建築部発注業務において、低価格受注がある場合は、「5億円未満」は2億円程度、「10件未満」は5件程度とする。業務内容に応じて適宜設定する。
  - 共同企業体の手持ち業務量については、各企業の出資比率により算出した請負額とする。

### (3) 代表構成員以外の構成員に求める要件

共同企業体の場合対象とする。

#### 1) 沖縄県内に本店を置く者であること。

#### 2) 業務実績に関する要件

企業又は、**担当技術者**のいずれかに実績を求める。

なお、企業に実績を求め、担当技術者へ実績を求める場合、評価対象の担当技術者は、代表構成員及び構成員以外の構成員いずれでも配置できる。

##### ① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成〇年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、〇件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務 :	〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務 :	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）

##### ② 配置予定技術者（**担当技術者**）の業務実績に関する要件

**担当技術者**は、平成〇年度以降に完了した業務において、下記a若しくはbの実績を〇件以上有すること。

a 同種業務 :	〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
b 類似業務 :	△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）

- 参加表明書等における同種又は類似業務の実績を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。
- **担当技術者**については、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は、管理技術者又は担当技術者とする。

#### 2.2.2 技術提案書の選定者を選定するための基準等

技術提案書の提出を要請する者（以下「選定者」という。）の選定は、測量及び建設工事コンサルタント業者の指名に関する要領第2条に基づき行う。

なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案する。

#### 2.2.3 選定者数の基本的な考え方

- 原則、選定者は3者とする。
- 選定の対象となる最下位順位の者で同評価の選定者が複数存在する等の場合には、3者を超えて選定する。
- 選定数については、技術審査会及び指名審査会等において決定する。
- 技術提案書の提出要請が可能な者が2者以下の場合であっても、その後の手続きを進めることは可能である。なお、指名型プロポーザルにおいて、技術提案書の提出が3者に満たない場合は、追加して指名を行う必要がある。

## 2.3 手続きについて

発注機関は、技術的要件及び評価基準を参加説明書において明示し、仕様書とあわせて参加希望者に配布する。

参 加 説 明 書 等	公 告	業務概要、参加資格、各種手続きを示すもの
	参加説明書	以下の事項を明示したもの 技術的要件：選定者に求める資格・要件等 評価基準：選定者を選定する基準及び技術提案書の特定に関する技術力等の評価基準 その他、各種手続に関する事項
	仕 様 書	業務の仕様を示すもの

### (1) 技術的要件

技術的要件は、業務内容における必要性・重要性に基づき適切に設定し、必須の要件及びそれ以外の要件に区分して、参加説明書等に明示する。

なお、定量的に評価し得る技術的要件（技術等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に明示する。

### (2) 評価基準

評価に関する基準は、技術等の評価項目、得点配分（技術等の得点）、その他の評価に必要な事項とし、参加説明書等に明示する。

技術等の評価項目及び得点配分は、業務上の必要性・重要性に基づき、適切に設定する。

数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができる技術等の評価項目は、可能な限り詳細かつ具体的に明示する。

技術等の評価項目設定の指針となる事項について、次のとおり例示する。

#### 1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項

予定技術者の実績は、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を評価対象とする。

- ・技術者資格等、その専門分野の内容
- ・過去に担当した業務の成績
- ・同種又は類似業務等の実績の内容
- ・手持ち業務（専任性）

#### 2) 業務の実施方針等に関する事項

- ・業務理解度
- ・実施手順の妥当性

#### 3) 提案内容の的確性、実現性及び独創性に関する事項

##### 【総合的なコストに関する事項】

- a) ライフサイクルコスト  
維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコスト
- b) その他  
補償費等の支出額等

##### 【工事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項】

- c) 工事目的物の性能・機能  
工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性、環境保全性、ユニバーサルデザイン等の性能・機能
- d) 調査の精度  
調査の精度を維持、向上するための計画、方法、技術等

【社会的要請に関する事項】

- e) 環境の維持  
騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染、景観、環境配慮等
- f) 施工への配慮  
工事施工上考慮すべき事項（工期、施工方法、近接構造物等への配慮）
- g) 特別な安全対策  
特別な安全対策を必要とする工事についての安全対策
- h) 省資源対策又はリサイクル対策  
工事の際の省資源対策、リサイクルの対応

(3) 評価について

- 参加説明書等に基づき、発注機関による公正・公平な審査を通じて、適切に評価する。
- 審査は、全ての参加者に共通の基準で行い、特定の参加者の評価に特定の方法を用いない。
- 提出された参加表明書及び技術提案書（以下、「申請資料」という）の内容及びその内容を証明する証明資料を確認し、評価する。
- 必要に応じ、申請資料のヒアリングを実施することができる。（その場合、その旨を参加説明書に明示する。）
- 必須の評価項目は、参加説明書等に記載された必須の要件で示した最低限の要件を満たしているか否かを判定し、合格・不合格の決定をする。合格とされた者については、参加説明書等に基づき得点を与える。
- 必須以外の評価項目は、参加説明書等に記載された必須以外の要件を満たしているか否かを判定し、当該要件を満たしている場合は、参加説明書等に基づき得点を与える。
- 定性的な評価項目に関する評価は、十分、合理的な理由をもって行う。
- 技術等の評価にあたり実施試験を課す場合には、公正かつ公平な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を参加説明書に明示する。
- 評価に係る記載内容について、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正する。
- 評価に係る記載内容が土木建築部における表彰の場合、証明資料の提出が無くとも最低点としない。また、申請資料に記載すべきでない内容を記載し、これに係る証明資料がない場合も同様に最低点としない。
- 証明資料による確認の結果、評価に係る記載内容に誤りがあった場合、評価は下方修正のみを行う。
- 建設行政情報システム及びその他のシステムにより、評価にかかる記載内容の確認ができた場合、評価は下方修正のみを行うものとする。ただし、その場合においても、確認できる証明資料の提出が無い場合、評価は最低点に下方修正する。

## 2.4 参加資格要件及び各段階の評価における留意事項

- 申請資料の記載内容を評価する。
- 記載内容を証明資料により確認する。(資格証の写し等)
- 証明資料により記載内容が確認できない場合は、評価しない又は参加資格なしとする。
- 一度提出された参加表明書等・技術資料が期限を経過した場合の、差し替え及び追加は認めない。
- 当該年度とは、公告日の属する年度である。
- 同種・類似業務は、証明資料により実績を確認する。
- TECRIS に登録されている内容で必要事項が確認できる場合は、発注者がTECRIS により確認する。
- TECRIS 登録していない又は TECRIS に登録されている内容で必要事項を確認出来ない場合は、契約書及び業務内容（実績）が証明できる資料の写しにより確認する。
- 参加資格における業務実績は、証明資料により 60 点未満でないかを確認する。  
(60 点未満は実績としない) ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績は、この限りでない。
- 同種又は類似の業務の実績を数件出している場合は、同種業務の中で低い評価の業務 1 件で評価する。(同種業務がない場合は類似業務で評価する)
- 実績期間の毎年度の基準日は、「4 月 1 日」として、それ以降に公告する案件から切り替える。(業務成績の評価基準日と合わせる)

### (1) 同種類似業務の基本的な考え方について

- 「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- 「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- 発注する業務内容（重要かつ大規模となる構造物等の技術内容に大きな差異が認められる場合等）から鑑みて、十分な競争環境に留意しつつ、用途、構造、規模、工法、内容等の条件を付すことができる。
- 「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。(市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
- 同種・類似業務の設定は、十分な競争性を確保するため、参加可能業者数を確認のうえ、業務内容に応じ適切な設定を行う。
- 同種・類似業務の設定は、『7.2 同種・類似業務の取扱事例について(参考)』を目安として活用する。ただし、あくまでも発注対象業務と実績として評価する業務の関係について概念を表したものであることを踏まえ、目安として活用する。

### (2) 地域要件・地域貢献度・地域精通度の設定等について

- 原則として地域要件を設定しない。ただし、委託業務内容及び共同企業体発注により地域要件を設定も可能とする。
- 地域貢献度（一定の地域内における災害協定等に基づく活動実績等）は評価しない。
- 地域精通度（一定の地域内における技術者の同種・類似業務実績の有無）は必要に応じ技術者評価（選定・特定段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であるため、地域精通度による評価を積極的に活用すること。

表 2-1 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	×	○

◎：適宜採用・評価する ○：削除の必要がない限り採用・評価 ×：原則、採用・評価しない

注1) 地域要件：一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注2) 地域精通度：一定の地域内における技術者の同種・類似業務実績の有無

### (3) 共同企業体に対する審査・評価

- 共同企業体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮すること。
- 共同企業体に対するヒアリングを実施するにあたっては、必要に応じ、予定管理技術者に加え、共同企業体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うこと。

### (4) 共同企業体に関する参加資格等について

- 調達手続きを行うときは、単体企業に加え、共同企業体の参加も認める。
- ただし、共同企業体によることで業務が必要以上に細分化され非効率となる等、共同企業体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りではない。
- また、共同企業体の参加を認める業務については、1件につき予定価格が一定の金額以上などの金額基準を設けない。
- 共同企業体の構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格業者の組合せとし、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる共同企業体も認める。
- 共同企業体の構成員及び技術者に対して、業務実績及び業務成績等を付与する。

### (5) 技術者資格等の設定の考え方

- 技術者の評価は、発注する業務内容に応じて、必要な技術者資格等を設定し、その技術者資格等を有する者に該当することを評価項目として設定する。
- 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。）に基づく民間資格の登録制度が創設されたことを踏まえ、登録規程第5条第2項に規定する公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（以下単に「技術者資格登録簿」という。）における「資格が対象とする区分」の「施設分野等」、「業務」及び「知識・技術を求める者」の区分に応じて、技術者評価の対象資格とする。
- 技術者資格等に関する評価項目は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者それぞれに対して、表2-2に定めるところにより設定する。
- 技術者の評価における技術者資格等の順位は、設定する資格が技術者資格登録簿に登録がない場合は表2-3に掲げる区分、技術者資格登録簿に登録がある場合は表2-4に掲げる区分により評価する。
- 表2-2における「○」の評価項目については、削除の必要がない限り設定する。
- 測量業務において、測量士は参加資格としない。

表 2-2 技術者資格等の設定の考え方

技術者資格登録簿における 技術者資格等の登録状況	評価対象 技術者	プロポーザル方式	
		選定段階	特定段階
登録がない場合	管理技術者	◎1	◎1
	担当技術者	—	○
	照査技術者	—	◎3
管理技術者にかかる資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎2	◎2
	担当技術者	—	○
	照査技術者	—	◎3
担当技術者にかかる資格のみ 登録がある場合	管理技術者	◎1	◎1
	担当技術者	—	◎2
	照査技術者	—	◎3
管理技術者及び担当技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎2	◎2
	担当技術者	—	◎2
	照査技術者	—	◎3
管理技術者及び照査技術者に係る 資格の登録がある場合	管理技術者	◎2	◎2
	担当技術者	—	○
	照査技術者	—	◎4

◎1:原則として設定する項目(表2-3適用)

◎2:原則として設定する項目(表2-4適用)

◎3:照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目(表2-3適用)

◎4:照査技術者を配置する場合、原則として設定する項目(表2-4適用)

○:削除の必要がない限り設定する項目(表2-3適用)

—:設定しない項目

表 2-3 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がない場合）

① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② R C C M 地質調査技士（地質調査分野に適用） 土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】（土木関係分野に適用） コンクリート診断士（コンクリート構造物の維持・修繕に適用） 土木鋼構造診断士（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

表 2-4 技術者資格等の区分（技術者資格登録簿に登録がある場合）

① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
② 国土交通省登録技術者資格
③ 上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

注1：「国土交通省登録技術者資格」とは、技術者資格登録簿に登録されている資格のことをいう。（参照：国土交通省ホームページ「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格について」  
[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)）

注2：外国の建設コンサルタント等から、外国資格に基づく有資格者認定の申請があった場合は、「土木に関する外国の建設コンサルタント等において資格を有する者の建設大臣認定について」（平成6年12月27日付け建設省経振発第100号）に定めるところにより、あらかじめ技術士又はR C C Mに相当するとの旧建設大臣（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）による認定

を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合も参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

#### (6) 従事期間算定の技術士（総合技術管理部門）に対する特別措置

従事期間の算定は、資格要件と同一を基本とするが、技術士（総合技術監理部門）は、先に取得した部門において、「選択科目」が同一の場合に限り、評価対象となっているものと代えて算定してもよい。

例）前記にて、技術士（総合技術監理部門・建設一道路）に先立ち技術士（建設部門・道路）を平成10年3月17日に登録している場合の従事期間は、取得後の年数は11年4ヶ月  
よって従事期間は 7年+11年4ヶ月=18年4ヶ月>16年4ヶ月  
なお、選択科目が同じと判断するのは、  
総合技術監理部門 建設ー土質及び基礎 ←→建設部門 土質及び基礎  
総合技術監理部門 建設ー都市及び地方計画 ←→建設部門 都市及び地方計画  
総合技術監理部門 建設ー建設環境 ←→建設部門 建設環境 などである。

#### (7) 配置予定技術者の休業期間の取扱について

配置予定技術者（管理、担当、照査技術者）が、業務実績等の評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、当該取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

評価対象期間の延長について、産前・産後・育児・介護休業のいずれか又は複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間以前に加える。

取得期間は年単位とし、1年末満の場合は切り上げた期間とする。（重複期間を除いた取得期間の合計が1年6ヶ月の場合は2年と記入する。）

産前・産後・育児・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するものを証明資料として提出すること。（証明資料：事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認ができるものに限る。））

**出産・育児等**とは、次のとおり。

- 産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）
- 育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）
- 介護休業（同条第2号に規定する休業）

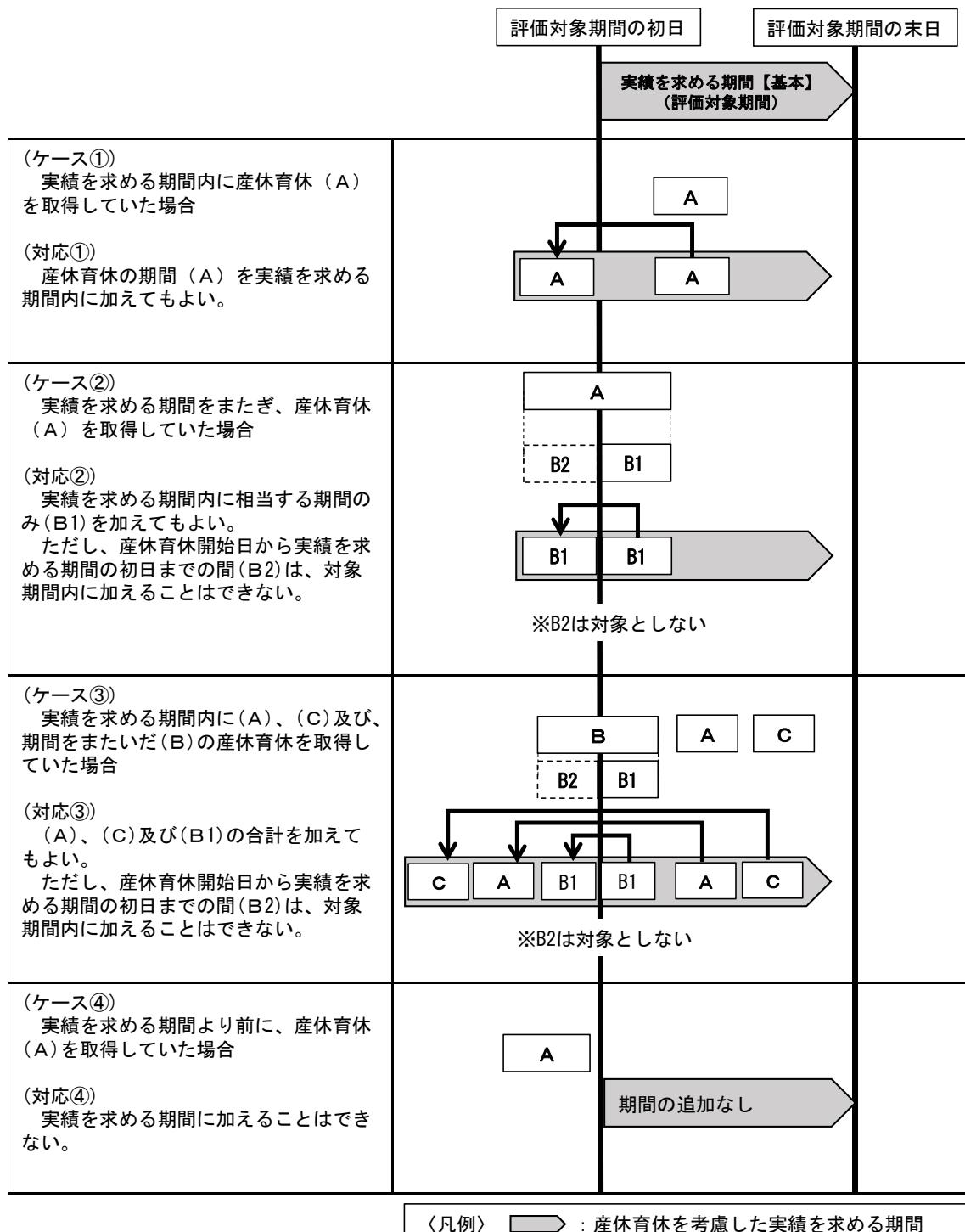


図 2-1 産前産後休業及び育児休業（産休育休）に相当する期間について

#### (8) 施工管理業務における予定技術者の経験及び能力について

現場技術業務、発注者支援業務等の施工管理（監理）業務において、担当技術者の能力が業務の品質に大きく影響をあたえる場合は、管理技術者に加え担当技術者も評価の対象とすることができる。

#### (9) 管理補助技術者を配置した場合の審査・評価

- 管理補助技術者を配置した場合、選定・特定段階における評価対象は、管理技術者に代わって管理補助技術者とする。評価基準については、管理技術者と同じ資格及び実績等を求める。
- 技術提案のヒアリングにおいて、管理技術者及び管理補助技術者の出席を認める。
- 管理技術者がヒアリングに欠席した場合は技術提案書の評価は0点とする。なお、管理補助技術者の出席については、参加希望者の判断とする。
- 管理補助技術者が出席した場合は、補足説明を認めるものとする。
- ただし、ヒアリング時に管理補助技術者が補足説明ではなく、説明及び回答に出過ぎると判断された場合は、ヒアリングの担当者で注意することとする。

### 3. 配点・審査・評価

#### 3.1 配点に関する基本的な考え方

##### (1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする。
- ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。  
実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

#### 3.2 選定段階における配点

##### (1) 選定段階における評価ウェイト

選定段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表3-1 選定段階における配点ウェイト

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価ウェイト	15% (▲5%)	35%	15% (+5%)	35% (+10%)

注1:()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させてよい幅を示す。

注2:→は、変動幅の中で移転させてよいウェイトの行き先を示す。

(2) 選定段階における評価基準（案）

選定段階における評価項目等は、以下を参考に設定すること。

【①企業の評価】

評価項目	評価項目	評価の着目点		設定	様式	評価ウェイト
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	[技術部門登録]	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	様式-2
		専門技術力	[成果の確実性]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	様式-2 様式-2の2
		管理技術力	[迅速性]	当該管内常駐技術者数	○	様式-4
		経営力	[履行保証力]	自己資本比率	○	様式-5の1
			[瑕疵担保力]	賠償責任保険加入の有無	○	様式-5の2
			[尊法性]	過去の法の遵守状況	○	様式-5の3
	・成績彰	専門技術力	[成果の確実性]	過去〇年間の業務成績	◎	様式-3
				過去〇年間の優良業務表彰の有無	○	様式-2
小計						50% (35~50%)

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

【②予定管理技術者の評価】

評価項目	評価項目	評価の着目点		設定	様式	評価ウェイト	
予定管理技術者の経験及び能力	資格等・実績	資格要件	[技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	様式-6	
		専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	様式-6の2 様式-6の3	
		情報収集力	[地域精通度]	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式-6	
	・成績彰	専門技術力	[業務執行技術力]	過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務成績	◎	様式-7	
				過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	○	様式-6	
				当該部門従事期間	○	様式-6	
	手持ち業務		手持ち業務金額及び件数		◎	様式-6	
	小計					50% (50%~65%)	

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	◎	様式-4	一

原則として設定

合計	100%
----	------

### 3.3 特定段階における配点

#### (1) 特定段階における配点ウェイト

特定段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

表 3-2 特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価ウェイト	10% (▲5%) → (+5%)	15%	25% (▲12.5%) → (+12.5%)	50%

注1:()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させてよい幅を示す。

注2:→は、変動幅の中で移転させてよいウェイトの行き先を示す。

## (2) 特定段階における評価基準（案）

特定段階における評価項目等は、以下を参考に設定すること。

プロポ(特定段階)

### 【①予定技術者の評価(管理技術者)】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件 [技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	様式6	10% (5~10%)	
			専門技術力 [業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	様式6の2 様式6の3		
			情報収集力 [地域精通度]	当該部門の従事期間	○	様式6		
			CPD	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式7		
	成績・表彰		専門技術力 [業務執行技術力]	過去〇年間に担当した業務の業務成績	◎	様式7	15% (15~20%)	
				過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	○	様式6		

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

### 【①予定技術者の評価(担当技術者)】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当技術者	資格要件 [技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容	◎/○	様式6	管理技術者の割合に包含する	
			専門技術力 [業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○	様式6の2 様式6の3		
			情報収集力 [地域精通度]	当該部門の従事期間	○	様式6		
			CPD	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式7		
	成績・表彰		専門技術力 [業務執行技術力]	過去〇年間に担当した業務の業務成績	○	様式7		
				過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	○	様式6		

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

### 【①予定技術者の評価(照査技術者)】※照査技術者を配置する場合

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件 [技術者資格等]	技術者資格等、その専門分野の内容	◎	様式6	管理技術者の割合に包含する	
			専門技術力 [業務執行技術力]	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	○	様式6の2 様式6の3		
			情報収集力 [地域精通度]	当該部門の従事期間	○	様式6		
			CPD	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	○	様式7		
	成績・表彰		専門技術力 [業務執行技術力]	過去〇年間に担当した業務の業務成績	○	様式7		
				過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	○	様式6		
小計						25%		

※照査技術者を配置する場合に評価する。

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

### 【③実施方針】

評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	様式12	25% (12.5~25%)
	実施手順	○		
	その他	◎/○		
小計				25%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

書面及びヒアリングの評価。

【④評価テーマ】

評価項目	評価項目	評価の着目点	設定	様式	評価ウェイト
対する技術提案に 評価テーマ	全体	評価テーマ間の整合性	○	様式13	50% (50~62.5%)
	1	的確性	◎/○		
		実現性	◎/○		
		独創性	○		
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		
	3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○		
小計					50%

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

書面及びヒアリングの評価。

小計(実施方針+評価テーマ)	75%
----------------	-----

【⑤参考見積に関する確認(原則として設定)】

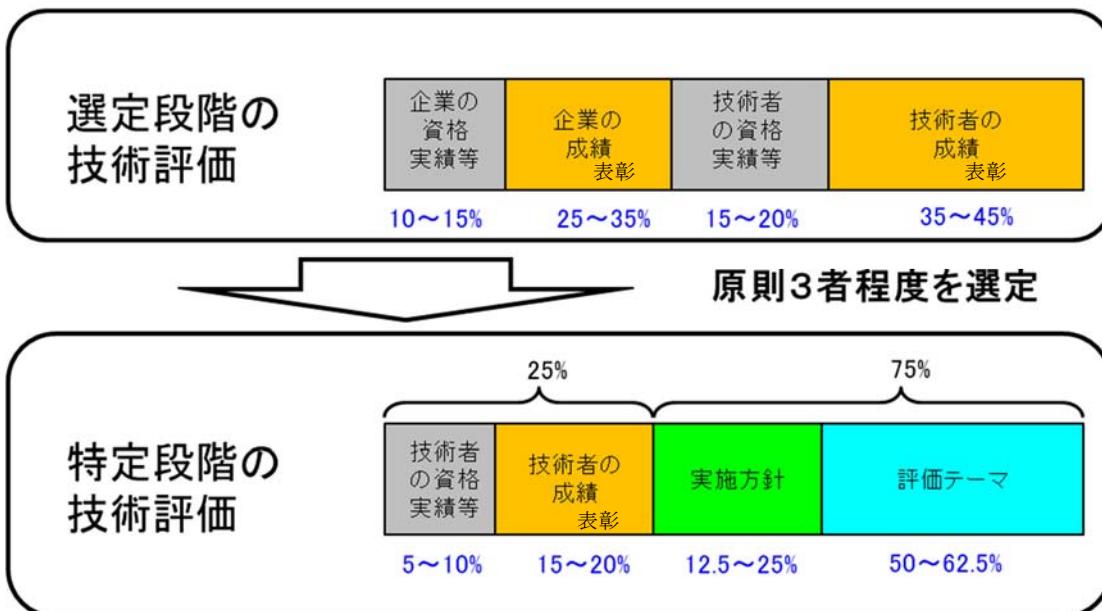
評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

合計	100%
----	------

### 3.4 技術評価の基本的な考え方

図3-1に、これらを踏まえた技術評価の基本的な考え方を示す。

#### プロポーザル方式の評価項目



技術提案の内容	実施方針及び評価テーマ
ヒアリングの実施	実施
価格点:技術点の設定	—

図3-1 プロポーザル方式における技術評価の基本的な考え方

## 4. プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

### 4.1 参加説明書及び選定段階での技術評価について

#### 4.1.1 参加説明書

手続き開始の公告を行う際に配布する参加説明書に明示すべき事項を、以下に示す。

1. 業務概要	(1)業務名 (2)履行場所 (3)業務の目的 (4)業務内容	(5)履行期間 (6)業務量の目安 (7)成果品 (8)業務の実施形態
2. 参加資格		
(1)参加者に共通して求める要件【※設計共同体の場合は、全ての構成員が該当する。】		
(2)設計共同体の結成にあたっての要件【※単独発注の場合は削除】		
(3)代表構成員の実績及び管理技術者等の要件【※単独発注の場合は、「代表構成員の」を削除】		
ア 代表構成員（又は企業）に関する要件 イ 配置予定技術者の資格に関する要件 ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件 エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件 オ 代表構成員以外の構成員に関する要件【※単独発注の場合は削除】		
3. 技術提案書の提出を要請する者を選定するための基準等		
(1)技術提案書の提出要請数 (2)選定するための基準		
4. 技術提案書の特定に関する事項		
(1)技術力等の評価基準 ア 予定技術者の経験及び能力 イ 実施方針 ウ 評価テーマ エ 参考見積に関する確認		
(2)技術提案書に関するヒアリング (3)技術提案書に基づく業務		
5. 参加説明書に対する質問及び回答		
6. 各種手続等		
7. 契約保証金		
8. 配置予定技術者の確認		
9. 支払条件		
10. 火災保険の要否		
11. 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）		
12. 再苦情申立て		
13. 不可抗力による変更		
14. その他留意事項		

#### 4.1.2 選定段階での技術評価

- 参加表明者及び予定管理技術者を対象に、各項目について、技術的能力の審査を行う。
- 審査の結果、参加要件を満たしていない者は、選定及び技術提案書提出要請を行わない。
- 原則3者程度選定する。
- 要件を満たしている者が3者を超える場合における評価点上位3者以外の者については、原則として選定及び技術提案書の提出要請を行わない。
- 選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3者を超えて選定する。
- 評価基準及び評価ウェイトを以下に示す。

#### プロポ(選定段階)

##### 【①企業の評価】

評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェート	配点例(参考)	
参考表 明者 の経 験 及 び能 力	資格 ・ 実 績 等	資格要件	[技術部門登録] 当該部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する部門の登録及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。 ② 沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。	◎		3
		専門 技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績又は、過去に〇〇に関する業務実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。	◎		4
		管理 技術力	[迅速性] 当該管内常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内(又は沖縄県内)の常駐技術者〇人以上 ② 上記以外	○	15% (10~15%)	2
		経営力	[履行保証力] 自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満	○		2
	成績 ・ 表 彰	[瑕疵担保力] 賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	○		2	
		[尊法性] 過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 過去△年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ③ 上記以外	○		2	
		専門 技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 … 〇〇点未満	◎	35% (25~35%)	25
			[成果の確実性] 過去〇年間の優良業務表彰の有無	優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○		10
小計					50% (35~50%)	40	

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

### プロポ(選定段階)

#### 【②予定管理技術者の評価】

評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェート	配点例(参考)
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容  資格要件	<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎	15% (15~20%)	5
			<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎		
	専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間でに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は選定しない。	◎	4	
		[情報収集力] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○		
		若手技術者	下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎		
	成績・表彰	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均業務評定点を、下記の順位で評価する。 ① ○〇点以上 ② ○〇点以上〇〇点未満 ... ○〇点未満	◎	30 35% (35~45%)	30
		[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○		2
		[業務執行技術力] 当該部門従事期間	技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○		3
	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・ 手持ち業務の契約金額が〇円以上又は、手持ち業務の件数が〇件以上	◎	—	—
小計					50% (50%~65%)	50

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

### プロポ(選定段階)

#### 【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点	判断基準
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③ 主たる部分が再委託予定となっている。

原則として設定

合計	100%
----	------

#### 4.1.3 特定段階での技術評価

- 選定者から提出された技術提案書について評価する。
- 評価基準及び評価ウェイトの設定例を以下に示す。
- 配置予定技術を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

##### 【①予定技術者の評価(管理技術者)】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト	(参考)
予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎	1.5	
				<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外 (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎		
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に 関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした 実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業 務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は特定しない。	◎	10% (5~10%)	0.5
				下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○		
		情報収集力	[地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価 する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内の業務実績あり。	○	0.5	
				CPD取得単位を評価する。 ① 過去〇年間の平均取得単位が〇単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が〇単位以上	○		
	成績・表彰	専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した業務の業務成績	下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎	0.5	
				発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の 順位で評価する。 ① ①〇〇点以上 ② ②〇〇点以上〇〇点未満 ... 〇〇点未満	◎		
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評 価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○	15% (15~20%)	1

【①予定技術者の評価(担当技術者)】

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト	(参考)
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	○	管理技術者の割合に包含する	1
				<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎		
		専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○		
				下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○		0.5
		情報収集力	[地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○		0.5
				CPD取得単位を評価する。 ① 過去〇年間の平均取得単位が〇単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が〇単位以上	○		0.5
	成績・表彰	専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① ○〇点以上 ② ○〇点以上〇〇点未満 ... 〇〇点未満	○	4	4
			[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○		

【①予定技術者の評価(照査技術者)】※照査技術者を配置する場合

評価項目	評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト	(参考)	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	照査技術者	資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	<技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合> 下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎	管理技術者の割合に包含する	0.5
					<技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合> 下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎		
			専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○		
				[業務執行技術力] 当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○		
			情報収集力	[地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内の業務実績あり。	○		
	成績・表彰		CPD		CPD取得単位を評価する。 ① 過去〇年間の平均取得単位が〇単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が〇単位以上	○		0.5
			専門技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順位で評価する。 ① 〇〇点以上 ② 〇〇点以上〇〇点未満 ... 〇〇点未満	○		
				[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○		
			小計			25%	25	

※照査技術者を配置する場合に評価する。

◎:原則として設定する項目 ○:削除の必要がない限り設定する項目

【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を書面審査とあわせて、「実施方針等」及び「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

### 【③実施方針】

実施方針・実施フロー・工程表・その他記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

### 【③実施方針】

評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウェイト	(参考)	
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	◎	25% (12.5～ 25%)	7	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	◎		5	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	◎		5	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	◎		4	
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	○		4	
小計					25%	
					25	

◎:原則として設定する項目　○:必要に応じて設定する項目  
書面及びヒアリングの評価。

#### 【④評価テーマ】

評価テーマの判断基準内容は、業務内容に応じて記載する。

テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

#### 【④評価テーマ】

評価項目	評価項目	評価の着目点	判断基準	設定	評価ウエイト	(参考)
評価テーマに対する技術提案に対する評価テーマ	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	○	8	
			地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	◎	1.5	
	1	的確性	着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	◎	1.5	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	○	1	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	○	1	
			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	◎	1.5	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	◎	1.5	
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	○	1	
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	○	1	
		実現性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	○	1	
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	○	1	
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	○	1	
			新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	○	1	
	2	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用		○	14	
	3	的確性、実現性、(独創性)について上記を準用		○	14	
小計					50%	50

◎:原則として設定する項目 ○:必要に応じて設定する項目

書面及びヒアリングの評価。

小計(実施方針+評価テーマ)	75%	75
----------------	-----	----

#### 【⑤参考見積に関する確認(原則として設定)】

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

合計	100%	100
----	------	-----

## 4.2 選定段階における評価留意事項

### 4.2.1 選定段階【①企業の評価】参加表明者の経験及び能力

#### (1) 資格・実績等

##### 1) 当該部門の建設コンサルタント登録等[資格要件][技術部門登録]

共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

評価の着目点	判断基準	設定
資格要件 [技術部門登録] 当該部門の建設コンサルタント登録等	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務に関する部門の登録及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。</p> <p>② 沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有り。</p> <p>③ 上記に該当しない場合は選定しない。</p>	◎

- a) 別記様式－2の⑤⑥で評価する。
- b) 部門の登録については、土木関係建設コンサルタント業務にあっては建設コンサルタント登録(〇〇部門)、地質調査業務にあっては地質調査業者登録を評価する。
- c) 建設コンサルタント登録部門までの設定は、業務の難易度により適宜設定する。
- d) 沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の〇〇業種の〇〇登録有りを評価する。
- e) 業務内容に応じて測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録は、業種区分、登録業種を設定すること。
- f) 建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号その他登録規定)における建設コンサルタントに登録されている場合、登録部門名及び登録年月日、番号を様式に記載すること。
- g) 「当該業務に関する部門の登録」に替えて、「公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関」とすることもできる。

##### 2) 同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][成果の確実性]

共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

評価の着目点	判断基準	設定
専門技術力 [成果の確実性] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績又は、過去に〇〇に関する業務実績がある。</p> <p>② 類似業務の実績がある。</p> <p>③ 上記に該当しない場合は選定しない。</p>	◎

- a) 別記様式-2の⑦及び別記様式-2の2により評価する。
- b) 様式に記載された、評価の対象となっている同種又は類似業務経歴等を評価する。
- c) 対象期間は過去10年間程度を基本とする。(平成〇年度以降公示日まで)
- d) 件数を評価する場合はその旨を参加説明書に明示する。
- e) 「同種又は類似業務」は、参加資格と同一の要件とする。
- f) 対象期間に完了した同種又は類似業務実績を評価する。
- g) 業務内容に応じて過度な条件とならないよう適宜設定すること。
- h) 評価対象は、国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績とする。  
(市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する)
- i) 証明資料は、TECRIS登録業務以外及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認できない業務については、契約書の写し等業務内容の証明ができる資料とする。
- j) 別記様式-2の2における「業務分類」は、参加説明書に定義した「同種業務」又は「類似業務」の記載を確認する。
- k) 「別記様式-2の2」は、「別記様式-2」に記載された同種又は類似業務が記載されているかを確認する。

### 3) 当該管内常駐技術者数[管理技術力][迅速性]

評価の着目点		判断基準	設定
管理 技術力	[迅速性] 当該管内常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該管内(又は沖縄県内)の常駐技術者〇人以上 ② 上記以外	◎

- a) 別記様式-4で評価する。
- b) ○人は業務内容に応じて適宜設定する。  
共同企業体の場合には代表構成員及び構成員の全てを評価の対象とする。
- c) 様式の氏名には「ふりがな」をふること。
- d) 所属・役職について、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合(共同企業体を除く)は、企業名等が記載されていることを確認する。
- e) 「県内に技術者の常駐」を評価する場合は、証明する資料により確認する。

### 4) 自己資本比率[経営力][履行保証力]

評価の着目点		判断基準	設定
経営力	[履行保証力] 自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が△%未満	○

- a) 別記様式-5の1で評価する。
- b) ○%は25%、△%は10%を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。
- c) 共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

5) 賠償責任保険加入の有無[経営力][瑕疵担保力]

評価の着目点		判断基準	設定
経営力	[瑕疵担保能力] 賠償責任保険の加入	下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	○

- a) 別記様式-5の2で評価する。
- b) ○円は5,000円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。
- c) 共同企業体の場合は、構成員全てが保険に加入している場合に評価する。(1社でも未加入の場合は、評価しない。)
- d) 共同企業体の場合、補償額は構成員の内から、最小補償額をもって評価する。
- e) 証明資料(保険書の写し)により確認する。

6) 過去の法の遵守状況[経営力][遵法性]

評価の着目点		判断基準	設定
経営力	[遵法性] 過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 過去△年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ③ 上記以外	○

- a) 別記様式-5の3で評価する。
- b) ○は3年程度、△は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。
- c) 複数回の勧告がある場合は、最新のものを記載すること。
- d) 共同企業体の場合は、構成毎に様式を記載すること。
- e) 共同企業体の構成員のいずれかが実績があれば、評価の対象とする。
- f) 様式へは過去5ヶ年以前は記載の必要は無い。

(2) 成績・表彰

1) 業務成績[専門技術力][成果の確実性]

共同企業体の場合は、代表構成員の実績を評価の対象とする。

評価の着目点		判断基準	設定
専門技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均業務評価点を、下記の順位で評価する。 ① ○〇点以上 ② ○〇点以上〇〇点未満 … ○〇点未満	◎

- a) 別記様式-3で評価する。
- b) 対象期間は当該年度を含まない過去2~3年間程度を基本とする。  
十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができる。(最大4年度)  
(平成〇年度から平成〇年度の間としてもよい。)
- c) 対象機関は参加説明書に明示すること。(設定例)

案1	国土交通省(〇〇を除く)
	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局(〇〇を除く)
案2	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部

案3 沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部含む。)

- d) 発注業務と同じ業種区分の平均評価点を評価する。
- e) 対象機関発注の発注業務と同じ業種区分の評定点を〇件提出し、その平均点によって評価する。(案3においては5件程度)
- f) 「発注業務と同じ業種区分」は、原則として測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録における業種区分、登録業種とする。(又は一般競争参加資格審査における業種区分)
- g) 業務の区分は、設計業務、測量業務、土質・地質調査業務、環境調査業務とする。  
(一括で発注の場合は、最大の業務量(請負額)のものとする。)
- h) 成績の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。

過去〇年間の平均= (申請の評価点の合計) / (当該業務での申請件数)

- i) 様式記載分の業務の成績表の写しにより確認する。その場合、業務名称、発注機関名及び押捺、技術者氏名、管理・担当技術者の分類等が確認できるものを評価する。
- j) TECRIS 登録していない業務は契約書の写し及び業務分類が分る資料を証明資料とする。
- k) 【案1】対象機関：  
国土交通省(〇〇を除く)又は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(〇〇を除く)の場合  
対象期間に完了した業務のうち、対象機関の発注業務における同じ業種区分の平均業務評定点を評価する。  
成績評定を受けた対象機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。
- l) 【案2】対象機関：  
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部の場合  
対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均評定点を評価する。  
業務実績の不足等により〇件提出できない場合は、1件不足につき1ランク下げて評価する。  
沖縄県土木建築部が発注した業務の申告が1件も無い場合も1ランク下げて評価する。  
業務実績がない場合は加点しない。

m) 【案3】対象機関：

沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部含む)の場合

対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均評定点によって評価する。

沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。

対象期間に100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。

申請件数の平均点↓					
80点以上	⑤	④	③	②	①
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥
申請件数→	1	2	3	4	5

n) 業務内容に応じて適宜設定すること。

o) その他客観的に方法があれば変更することも可能である。

2) 業務表彰の有無[専門技術力][成果の確実性]

評価の着目点	判断基準	設定	
専門 技術力	[成果の確実性] 過去〇年間の優良業務 表彰の有無	優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

a) 別記様式-2の⑧で評価する。

b) 発注年度を含む2年間を(※説明書等に対象となる年度を記載すること。令和〇年度から令和〇年度まで)の表彰経験を評価する。(受賞の日付に関わらず、毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替える。

c) 表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。

d) 様式に記載された優良業者表彰1業務については、同種・類似業務の業務種別と異なっていても評価する。

e) 共同企業体の場合は、代表構成員又は構成員を対象とする。

f) 証明資料(表彰状の写し等)により確認する。

g) 業務内容により適宜設定すること。

(表彰対象年度の考え方)

公告パターン	対象年度		
	M-2年度	M-1年度	M年度
①	○	○	
②		●	●

○ M年度の7/31までに公告した場合の対象年度

● M年度の8/1以降に公告した場合の対象年度

**選定段階 【②予定管理技術者の評価】** 予定管理技術者の経験及び能力

(3) 資格・実績等

1) 技術者資格等、その専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点	判断基準		設定
資格要件 [技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等		◎

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点	判断基準		設定
資格要件 [技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)		◎

- a) 別記様式-6(管理技術者)の④で評価する。
- b) 資格を要件としている場合は、「保有資格」に記載されている内容で評価する。
- c) 適用及び資格は以下の表参照とし、業務内容により技術者資格等を設定すること。

適用	資格名
研究業務等高度な技術検討、学術的知見を要する業務	博士
地質調査業務	理学・学術
地質調査分野	地質調査技士
土木関係分野	土木学会認定技術者【特別上級、上級、1級】
コンクリート構造物の維持・修繕	コンクリート診断士
鋼構造物の維持・修繕	土木鋼構造診断士

- d) 測量業務における測量士は、参加資格として設定しない。
  - e) 証明資料(記載した資格の写し等)により確認する。
  - f) 管理補助技術者を配置した場合は、管理補助技術者を対象に評価する。
- なお、管理補助技術者を配置した場合でも、予定管理技術者の要件は緩和されず、予定管理技術者の様式提出が必須である。
- g) 管理補助技術者は、管理技術者と同じ資格要件を求める。

2) 同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点	判断基準		設定
専門技術力 [業務執行技術力] 過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間で完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は選定しない。		◎

- a) 別記様式-6（管理技術者）の⑤⑥、別記様式-6の2（管理技術者）及び、別記様式-6の3（管理技術者）で評価する。
- b) 対象期間は過去10年間を基本とする。（平成〇年度以降公告日まで）
- c) 件数を評価する場合はその旨を参加説明書に明示する。
- d) 同種又は類似業務は、参加資格と同一の要件とする。
- e) 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。
- f) 図面、写真等を引用する場合も含め、別記様式-6の3の1ページ以内に記載すること。
- g) 証明資料は、TECRIS登録業務以外及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認できない業務については、その業務を担当したことを証明する業務計画書又は業務報告書等の写しとする。
- h) 記載件数は1件とし、別記様式-2に記載した業務と同業務を記載、もしくは公告・入札説明書による。
- i) 業務内容に応じて過度な条件とならないよう適宜設定すること。
- j) 評価対象は、国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績とする。
- k) 配置予定管理技術者は、管理技術者及び担当技術者で過去に従事した同種及び類似業務の実績について記載する。

3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無[情報収集力][地域精通度]

評価の着目点	判断基準	設定
情報収集力 [地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○

- a) 別記様式-6（管理技術者）の⑨で評価する。
- b) 対象期間は過去10年間を基本とする。（平成〇〇年度以降公示日まで）
- c) 内容を評価する場合はその旨を明示する。
- d) 対象期間に完了した同種又は類似業務の実績について評価する。
- e) 評価は1件のみ行う。
- f) 業務の内容から必要に応じて、管内や地域の絞り込み、設定してもよい。（例えば当該市町村など）
- g) 評価対象は、国、都道府県、政令市等の公共事業を実施する機関の実績とする。（市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）
- h) 証明資料は、TECRIS登録業務以外及びTECRISに登録されている内容で必要事項を確認できない業務については、契約書の写し等業務実績の証明ができる資料とする。

#### 4) 若手技術者の配置

評価の着目点	判断基準	設定
若手技術者	下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎

- a) 別記様式-6（管理技術者）で評価する。
- b) 公告日を基準とする。

#### (4) 成績・表彰

##### 1) 担当した同じ業種区分の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点	判断基準	設定
専門技術力 [業務執行技術力] 過去〇年間に担当した同じ業種区分の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均業務評定点を、下記の順位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上〇〇点未満 … ○○点未満	◎

- a) 別記様式-7（管理技術者）の①～④で評価する。
- b) 対象期間は当該年を含まない直近の4年度間を基本とする。  
十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができる。（最大8年度）  
(平成〇年度から平成〇年度の間としてもよい。)
- c) 過去に受注した業務成績は、管理技術者、担当技術者として発注者へ提出のあったものに限り業務成績として評価する。
- d) 対象機関は参加説明書に明示すること。（設定例）

案1	国土交通省（〇〇を除く）
	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局（〇〇を除く）
案2	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部
案3	沖縄県土木建築部及び国土交通省（内閣府沖縄総合事務局開発建設部含む。）

- e) 発注業務と同じ業種区分の平均技術者評価点を評価する。
- f) 対象機関発注の発注業務と同じ業種区分の技術者評定点を〇件提出し、その平均点によって評価する。（案3においては5件程度）
- g) 「発注業務と同じ業種区分」は、原則として測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録における業種区分、登録業種とする。（又は一般競争参加資格審査における業種区分）
- h) 成績の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。

過去4年度間の平均=（申請の評価点の合計）／（当該業務での申請件数）

- i) 様式記載分の業務の成績表の写しにより確認する。その場合、業務名称、発注機関名及び押捺、技術者氏名、管理・担当技術者の分類等が確認できるものを評価する。
- j) TECRIS 登録していない業務は契約書の写し及び業務分類等が分る資料を証明資料とすること。
- k) 【案1】対象機関：  
国土交通省（○○を除く）又は、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（○○を除く）の場合  
対象期間に完了した業務について、担当した対象機関の発注業務における同じ業種区分の平均技術者評定点を評価する。  
成績評定を受けた対象機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。
- l) 【案2】対象機関：  
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県土木建築部の場合  
対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を評価する。  
業務実績の不足等により○件提出できない場合は、1件不足につき1ランク下げて評価する。  
沖縄県土木建築部が発注した業務の申告が1件も無い場合も1ランク下げて評価する。  
業務実績がない場合は加点しない。
- m) 【案3】対象機関：  
沖縄県土木建築部及び国土交通省（内閣府沖縄総合事務局開発建設部含む）の場合  
対象機関発注の対象期間における発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を下表で評価する。  
沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。  
対象期間において、100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。
- | 申請件数の平均点↓  | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|---|---|---|---|---|
| 80点以上      | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① |
| 75点以上80点未満 | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② |
| 70点以上75点未満 | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ |
| 65点以上70点未満 | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ |
| 60点以上65点未満 | ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ |
| 55点以上60点未満 | ⑩ | ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ |
| 申請件数→      | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
- n) 業務内容に応じて適宜設定すること。  
o) その他客観的に方法があれば変更することも可能である。

2) 技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去○年間の優良業務 技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

- a) 別記様式-6の⑨で評価する。
- b) 発注年度を含む4年間を(※説明書等に対象となる年度を記載すること。令和○年度から令和○年度まで)の表彰経験を評価する。(受賞の日付に関わらず、毎年8月1日を基準日とし、評価対象の年度を切り替える。
- c) 表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。
- d) 様式に記載された優良業者技術者表彰1業務については、同種・類似業務の業務種別と異なっていても評価する。
- e) 証明資料（表彰状の写し等）により確認する。
- f) 業務内容により適宜設定すること。

(表彰対象年度の考え方)

公告パターン	対象年度				
	M-4年度	M-3年度	M-2年度	M-1年度	M年度
①	○	○	○	○	
②		●	●	●	●

○ M年度の7/31までに公告した場合の対象年度

● M年度の8/1以降に公告した場合の対象年度

### 3) 当該部門従事期間[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 当該部門従事期間	技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○

- a) 別記様式-6（管理技術者）の⑧で評価する。
- b) 技術者資格で申請のあった部門に対する従事期間で評価する。
- c) ○年は\_\_年、△は\_\_年とすることを標準とする。
- d) 従事期間は、参加資格又は評価の対象となっているものの取得後の経歴を評価する。また、経験年数の算出は次例を参考に記載する。1月(31日)に満たない場合は切り捨てる。

例) 平成21年8月15日公告の場合

技術士（総合技術管理部門・建設一道路）の場合には、取得までの実績10年、  
登録日が平成15年3月17日、取得後の年数は6年4ヶ月。  
よって従事期間は→10年+6年4ヶ月=16年4ヶ月

- e) 従事期間算定の技術士（総合技術管理部門）に対する特別措置を適用する。
- f) 業務内容に応じて適宜設定すること。

### (5) 手持ち業務

#### 1) 手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）

評価の着目点		判断基準	設定
手持ち業務	手持ち業務金額及 び件数	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・ 手持ち業務の契約金額が○円以上又は、 手持ち業務の件数が○件以上	◎

- a) 別記様式-6（管理技術者）の⑦で評価する。
- b) 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を対象とする。
- c) 公告日時点（ただし、前年度公告し次年度4月以降契約する業務は4月1日時点）において、下記の項目に該当する場合は選定しない。

手持ち業務の契約金額が○円以上、又は手持ち業務の件数が○件以上。

ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が△円以上、又は手持ち業務の件数が△件以上。

- d) 「○円以上」は5億円程度、「○件以上」は10件程度を基本する。  
また、「△円以上」は2億円程度、「△件以上」は5件程度を基本とする。
- e) 対象機関は、国・県・市町村・民間等の全てが対象である。
- f) 本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後ろに「特定済み」と記載すること。
- g) 業務内容に応じて適宜設定すること。
- h) TECRIS登録をしていない業務は証明ができる資料を証明資料とすること。

#### 4.2.2 選定段階 【③業務実施体制】

##### 1) 業務実施体制の妥当性

評価の着目点	判断基準
業務実施体制の妥当性	<p>下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p> <p>③ 主たる部分が再委託予定となっている。</p>

- a) 別記様式-4で評価する。
- b) 1者単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載すること。(業務の分担を行わない場合は記載する必要はない)
- c) 設計共同体により業務を実施する場合は、様式備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載すること。また、代表者はその旨を記載すること。
- d) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は、学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。
- e) 業務の主たる部分を再委託してはならない。

### 4.3 特定段階における評価留意事項

#### 4.3.1 特定段階【①配置予定技術者の評価】予定技術者の経験及び能力

(1) 管理技術者[資格・実績等][成績・表彰]

1) 管理技術者資格等、その専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点	判断基準	設定
資格要件 [技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎

<技術者資格登録簿に管理技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点	判断基準	設定
資格要件 [技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎

- a) 別記様式-6(管理技術者)の④で評価する。
- b) <4.2.2-(1)-1)技術者資格等、その他専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]>と同じ。

2) 管理技術者同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点	判断基準	設定
専門 技術力 [業務執行技術力] 過去〇年間の同種 又は類似業務等の 実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	◎

- a) 別記様式-6の2(管理技術者)、別記様式-6の3(管理技術者)で評価する。
- b) <4.2.2-(1)-2) 同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

3) 管理技術者当該部門の従事期間[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点	判断基準	設定
専門 技術力 [業務執行技術力] 当該部門の従事期 間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○

- a) 別記様式-6(管理技術者)の⑧で評価する。
- b) <4.2.2-(2)-2) 当該部門の従事期間[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

4) 管理技術者 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地域精通度]

評価の着目点	判断基準	設定
情報収集力 [地域精通度] 過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無	対象期間に完了した業務実績について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内の業務実績あり。	○

- a) 別記様式-6 (管理技術者) の⑨で評価する。
- b) <4.2.2-(1)-3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地域精通度]>と同じ

5) 管理技術者 CPD

評価の着目点	判断基準	設定
CPD	CPD取得単位を評価する。 ① 過去〇年間の平均取得単位が〇単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が〇単位以上	○

- a) 別記様式-7 (管理技術者) の⑤で評価する。
- b) 単位取得証明書は、当該業務の公告日の1ヶ月前から公告等で設定した期間を対象とする。(平成〇年度から平成〇年度の間としてもよい。)
- c) 5年間で250単位、年間50単位を標準とする。
- d) CPD取得証明の写しを証明資料とする。
- e) 業務内容に応じて適宜設定すること。なお、高度な知識、専門的な知識、最新技術の活用等が見込まれ、比較的難易度が高い業務においては、CPDの項目を設定することが想定される。

6) 管理技術者 若手技術者の配置

評価の着目点	判断基準	設定
若手技術者	下記の順位で評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置 ② 上記以外	◎

- a) 別記様式-6 (管理技術者) で評価する。
- b) 公告日を基準とする。

7) 管理技術者 業務の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点	判断基準	設定
専門技術力 [業務執行技術力] 過去〇年間に担当した業務の業務成績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を下記の順位で評価する。 ① ○〇点以上 ② ○〇点以上〇〇点未満 … ○〇点未満	◎

- a) 別記様式-7 (管理技術者) の①～④で評価する。
- b) <4.2.2-(2)-1) 担当した同じ業種区分の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

8) **管理技術者**技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務 技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

- a) 別記様式－6（管理技術者）の⑨で評価する。  
 b) <4.2.2-(2)-2) 技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

(2) 担当技術者[資格・実績等][成績・表彰]

予定管理技術者及び予定照査技術者以外の担当技術者を評価の対象とする。

1) **担当技術者**技術者資格等、その専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]

<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とする。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	○

<技術者資格登録簿に担当技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点		判断基準	設定
技術者資格等	[技術者資格等]技術者資格等、その専門分野の内容	下記の評価順位は、①と②を同位とし、③を次位とすることを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎

- a) 別記様式－6（担当技術者）の④で評価する。  
 b) <4.2.2-(1)-1) 技術者資格等、その他専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]>と同じ。

2) **担当技術者**同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種 又は類似業務等の 実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○

- a) 別記様式－6の2（担当技術者）及び、別記様式－6の3（担当技術者）で評価する。  
 b) <4.2.2-(1)-2) 同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

3) 担当技術者 当該部門の従事期間[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 当該部門の従事期 間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	<input checked="" type="radio"/>

- a) 別記様式-6 (担当技術者) の⑧で評価する。  
b) <4.2.2-(2)-2) 当該部門従事期間[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

4) 担当技術者 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無[情報収集力][地域精通度]

評価の着目点		判断基準	設定
情報収集 力	[地域精通度] 過去○年間の当該 事務所管内、周辺 での受注実績の有 無	下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	<input checked="" type="radio"/>

- a) 別記様式-6 (担当技術者) の⑨で評価する。  
b) <4.2.2-(1)-3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地  
域精通度]>と同じ

5) 担当技術者 CPD

評価の着目点		判断基準	設定
CPD		CPD取得単位を評価する。 ① 過去○年間の平均取得単位が○単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が○単位以上	<input checked="" type="radio"/>

- a) 別記様式-7 (担当技術者) の⑤で評価する。  
b) <4.3.1-(1)-5) 管理技術者CPD>と同じ

6) 担当技術者 業務の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去○年間に担当 した業務の業務成 績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順 位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 … ○○点未満	<input checked="" type="radio"/>

- a) 別記様式-7 (担当技術者) の①~④で評価する。  
b) <4.2.2-(2)-1) 業務の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

7) **[担当技術者]技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]**

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務 技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

- a) 別記様式-6（担当技術者）の⑨で評価する。
- b) <4.2.2-(2)-2) 技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

(3) **照査技術者[資格・実績等][成績・表彰]**

照査技術者を配置するときに評価の対象とする。

1) **[照査技術者]技術者資格等、その専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]**

<照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がない場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士、博士 ② RCCM、地質調査技士、土木学会認定技術者、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士 等	◎

<照査技術者を配置し、技術者資格登録簿に照査技術者に係る資格の登録がある場合>

評価の着目点		判断基準	設定
資格要件	[技術者資格等] 技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価することを標準とする。 ① 技術士、博士 ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	◎

- a) 別記様式-6（照査技術者）の④で評価する。
- b) <4.2.2-(1)-1) 技術者資格等、その他専門分野の内容[資格要件][技術者資格等]>と同じ。

2) **[照査技術者]同種又は類似業務等の実績の内容[専門技術力][業務執行技術力]**

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の同種 又は類似業務等の 実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 対象期間に完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 対象期間に完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。	○

- a) 別記様式-6の2（照査技術者）及び、別記様式-6の3（照査技術者）で評価する。
- b) <4.2.2-(1)-2) 同種又は類似業務等の実績の内容 [専門技術力][業務執行技術力]>と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

3) 照査技術者 従事期間[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 当該部門の従事期 間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上	○

- a) 別記様式－6（照査技術者）の⑧で評価する。  
 b) <4.2.2-(2)-2) 当該部門従事期間[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

4) 照査技術者 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無[情報収集力][地域精通度]

評価の着目点		判断基準	設定
情報収集 力	[地域精通度] 過去○年間の当該 事務所管内、周辺 での受注実績の有 無	下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。	○

- a) 別記様式－6（照査技術者）の⑨で評価する。  
 b) <4.2.2-(1)-3) 当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 [情報収集力][地  
域精通度]>と同じ

5) 照査技術者 CPD

評価の着目点		判断基準	設定
CPD		CPD取得単位を評価する。 ① 過去○年間の平均取得単位が○単位以上 ② 過去△年間の平均取得単位が○単位以上	○

- a) 別記様式－7（照査技術者）の⑤で評価する。  
 b) <4.3.1-(1)-5) 管理技術者CPD>と同じ

6) 照査技術者 業務の業務成績[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去○年間に担当 した業務の業務成 績	発注業務と同じ業種区分の平均技術者評定点を、下記の順 位で評価する。 ① ○○点以上 ② ○○点以上○○点未満 … ○○点未満	○

- a) 別記様式－7（照査技術者）の①～④で評価する。  
 b) <4.2.2-(2)-1) 担当した同じ業種区分の業務成績[専門技術力][業務執行技術  
力]>と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

7) 照査技術者技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]

評価の着目点		判断基準	設定
専門 技術力	[業務執行技術力] 過去〇年間の優良業務 技術者表彰の有無	優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績なし	○

- a) 別記様式－6（照査技術者）の⑨で評価する。  
 b) <4.2.2-(2)-2) 技術者表彰の有無[専門技術力][業務執行技術力]>と同じ

#### 4.3.2 特定段階【②ヒアリング】

ヒアリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果を書面審査とあわせて【③実施方針等】および【④評価テーマに対する技術提案】の項目に反映させる。

#### 4.3.3 特定段階【③実施方針】

##### (1) 実施方針・実施フロー・工程表・その他

実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

評価の着目点		判断基準	設定
業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	○	○
実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	○ ○	○
その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合は評価する。	○	○

- a) 別記様式－12で評価する。  
 b) 業務の実施方針、業務のフローチャート、工程計画について評価する。  
 c) 選定者（共同企業体の構成員含む）及び協力を求める学識経験者等を特定する事ができる内容（具体的な社名・個人名等）が記載されている場合は評価しない。  
 d) 判断基準に「地域の実情把握」に関する項目が示されている場合は、「実務の実施方針」欄に記載された当該提案内容を評価する。

##### 別記様式－12の記入について

- ワープロで作成する参加表明書及び技術提案書の用紙は、A4（JIS-P 0138）縦とし、フォントは、10から12ポイント、1行文字数は、35文字から45文字、1ページの行数は、30行から40行とし、上下左右に20mm以上の余白を設けるものとする。（[1行文字数45文字を超える部分、1ページの行数が40行を超える部分については評価しない。](#)）
- 提出様式は、特に指示のない場合は各々1ページ以内の片面印刷（両面印刷は不可）とする。なお複数の別記様式（及び別記様式－11を除く。）を1ページに集約して記載しても構わない。

#### 4.3.4 特定段階 【④評価テーマ】

評価項目	評価の着目	判断基準	設定
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。
		的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
	評価テーマ1		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
	2	独創性	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
			工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
	3		新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
		的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○
		的確性、実現性、(独創性)について上記を準用	○

- a) 別記様式-13で評価する。
- b) 評価又は特定テーマに対する技術提案は、実現することを明確に記載されているものを評価する。曖昧な表現の場合は評価しない。
- c) 概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いていてもよいが、本件の為に作成したCG、詳細図面等を評価しない。
- d) 選定者（共同企業体の構成員含む）及び協力を求める学識経験者等を特定する事ができる内容（具体的な社名・個人名等）が記載されている場合は評価しない。
- e) 地域の実情を把握した上ででの業務の円滑な実施に関する提案を評価項目としている場合は、当該提案を含めて評価すること。
- f) 特定・評価テーマの記載にあたっては、1テーマにつき、A4版1枚以内に記載されたものを評価する。1枚を超えたものは評価しない。

別記様式－13 の記入について

- ワープロで作成する参加表明書及び技術提案書の用紙は、A4（JIS-P 0138）縦とし、フォントは、10から12ポイント、1行文字数は、35文字から45文字、1ページの行数は、30行から40行とし、上下左右に20mm以上の余白を設けるものとする。（[1行文字数45文字を超える部分、1ページの行数が40行を超える部分については評価しない。](#)）
- 提出様式は、特に指示のない場合は各々1ページ以内の片面印刷（両面印刷は不可）とする。なお複数の別記様式（及び別記様式－11を除く。）を1ページに集約して記載しても構わない。

4.3.5 特定段階【⑤参考見積に関する確認（原則として設定）】

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

## 5. プロポーザル方式における受注者の特定

### (1) 評価の方法

算出方法は以下のとおりとする。

#### 1) 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

#### 2) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- a) 予定技術者の経験及び能力
- b) 実施方針等
- c) 特定テーマに対する技術提案

### (2) 受注者の決定方法

- 受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注者候補とする。
- 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にクジを引かせて受注者候補を選定する。
- 発注者は、受注者候補を指名審査会の審議に付する。
- 学識経験者意見聴取(第1回)において、特定するときに改めて意見聴取が必要との意見が付された場合は、審査会の審議に付した後、学識経験者の意見聴取を経て決定する。
- 技術提案書を特定したときは、その結果について技術提案書を提出したもの全員に通知する。

## 6. その他留意事項

### 6.1 評価内容の担保

契約の相手方として特定された者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映する。

#### (1) プロポーザル方式における評価内容の担保方法

##### ①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

特定された技術提案書の内容は、当該業務の特記仕様書に適切に反映する。

反映する内容は、例えば以下のようなものが挙げられる。

- 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続き前の特記仕様書案の記載を工夫することが考えられる。

(特記仕様書案の記載例)

○○○○○○○○○○について調査する。なお、具体的な調査手法は、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された、技術提案の内容を受けて決定する。

##### ②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

また、業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点の「業務執行上の過失」として、評価項目（その他）にチェックして、3点減点とする。

### 6.2 中立かつ公正な審査・評価の確保

適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

#### (1) 土木建築部における学識経験者の意見聴取

土木建築部においては、実施方針及び複数の業務に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聞くとともに、必要に応じ個別業務の評価方法、技術提案書の特定者決定について意見を聞く。

##### ○複数の業務に共通する評価方法の策定

特定段階の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び特定する者の決定方法を検討するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

##### ○個別業務における意見聴取

実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、業務特性に

応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

## (2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

また、審査委員会等の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

## 6.3 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定段階の評価に関する基準、特定方法は、あらかじめ参加説明書等に明示する。

また、技術提案書提出者や参加者の技術評価点について記録し、特定後、速やかに公表する。

### (1) プロポーザル方式

#### ① 手続開始時

プロポーザル方式の適用業務では、説明書において以下の事項を明示する。

1) プロポーザル方式の適用の旨 2) 参加資格 ・単体企業 ・設計共同体	3) 技術提案書の提出者を選定するための基準 4) 技術提案書の特定のための評価に関する基準
--	---

#### ② 特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。公表する様式は、様式-1とする。

1) 特定した業者名	2) 各業者の技術評価点
※「予定技術者の資格及び実績等」、「予定技術者の成績及び表彰」「実施方針」「評価テーマ（評価テーマ項目毎）」の4項目それぞれの小計及び合計点を公表	

#### ③ 苦情及び説明要求等の対応

審査結果については、技術提案提出者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、特定されなかった技術提案提出者から特定に関する情報提供依頼があった場合には、当該提出者と特定された者のそれぞれの項目別の得点を提供する。

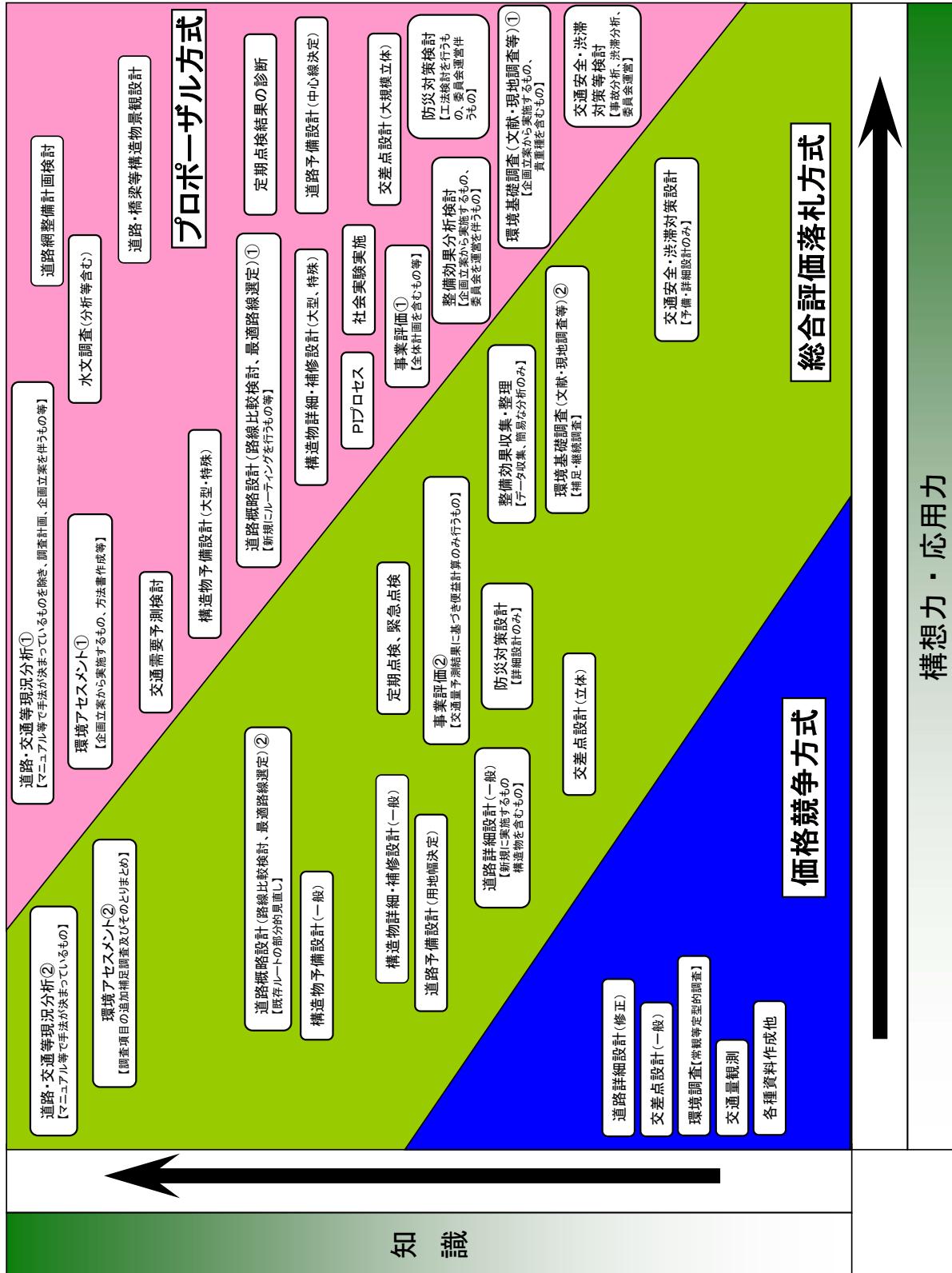
#### 6.4 管理補助技術者の配置について

- ・管理補助技術者は、若手技術者の配置に関係なく配置できる。  
(なお、若手技術者の配置がない場合は、評価加点は行わない。)
  - ・管理補助技術者を配置した場合は、業務実施体制上、担当技術者として業務に配置し、テクリスへ登録するものとする。
  - ・管理補助技術者を配置した場合は、業務打ち合せ時に管理技術者と同席するものとする。
  - ・なお、管理補助技術者の実績は、担当技術者としての実績となる。
- ・管理補助技術者を配置する場合においても、管理技術者の参加資格要件等(資格・実績等)は必要となる。

## 7. 参考資料

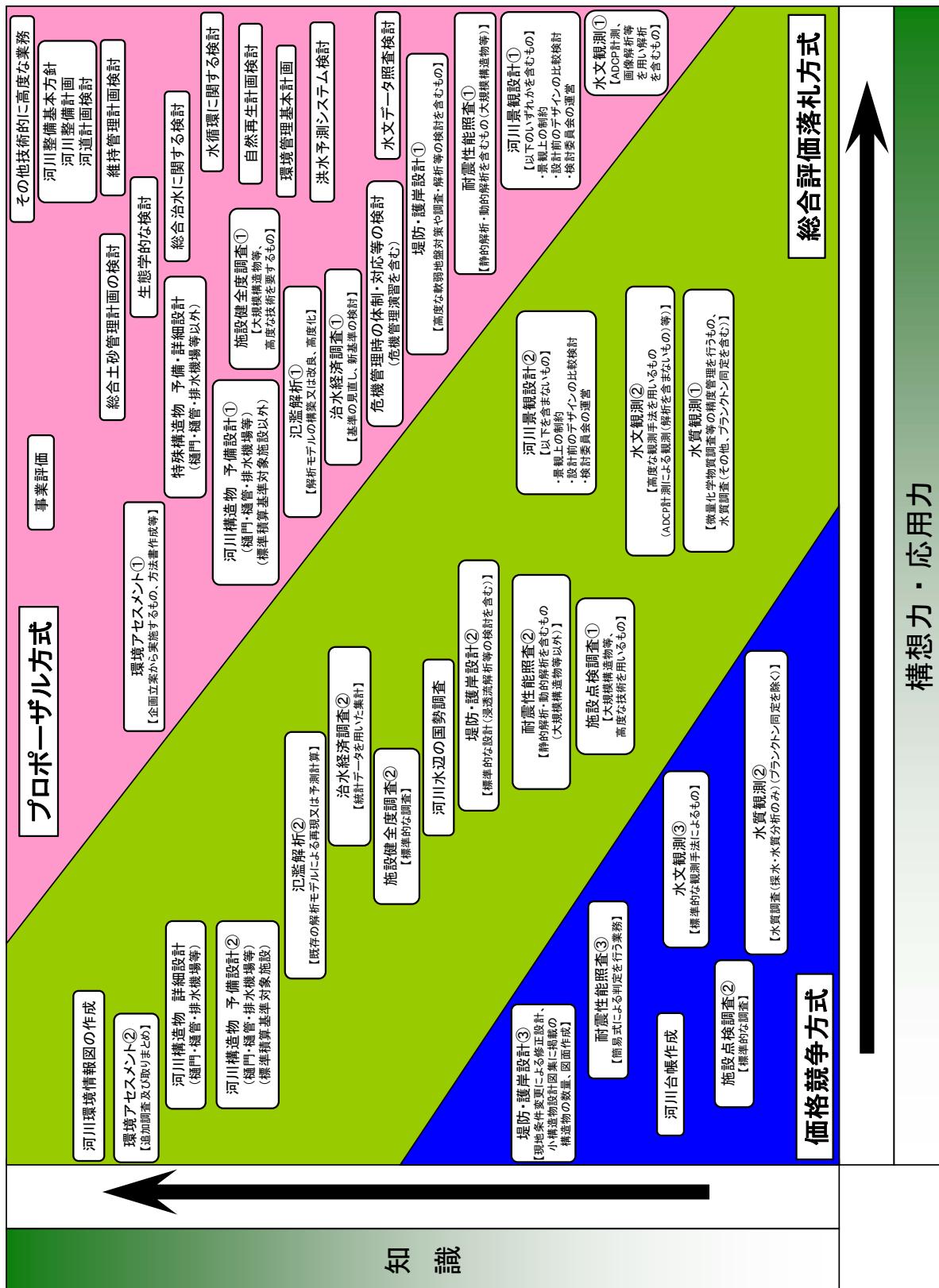
### 7.1 標準的な発注方式事例

【道路事業】

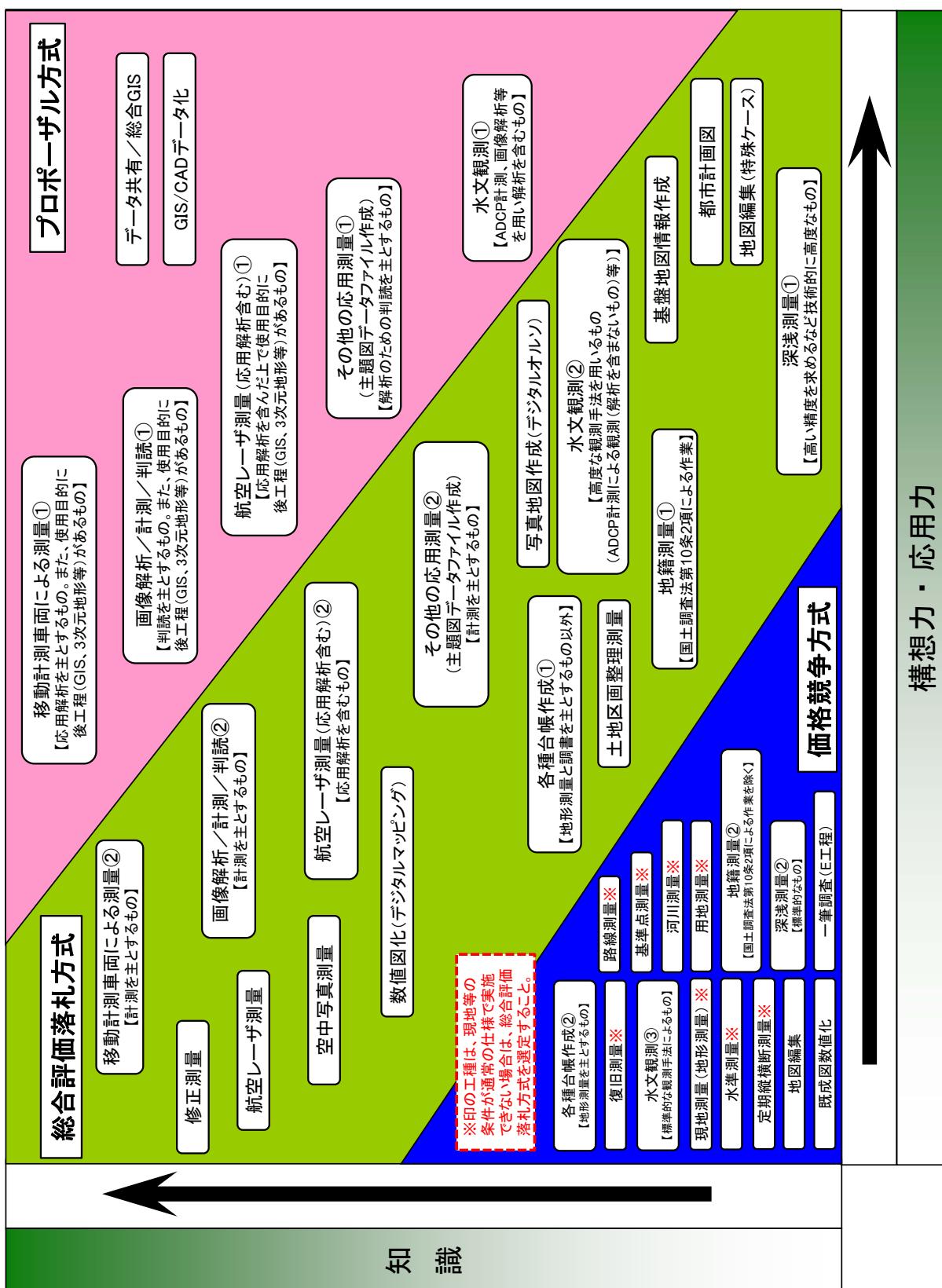


知識

【河川事業】

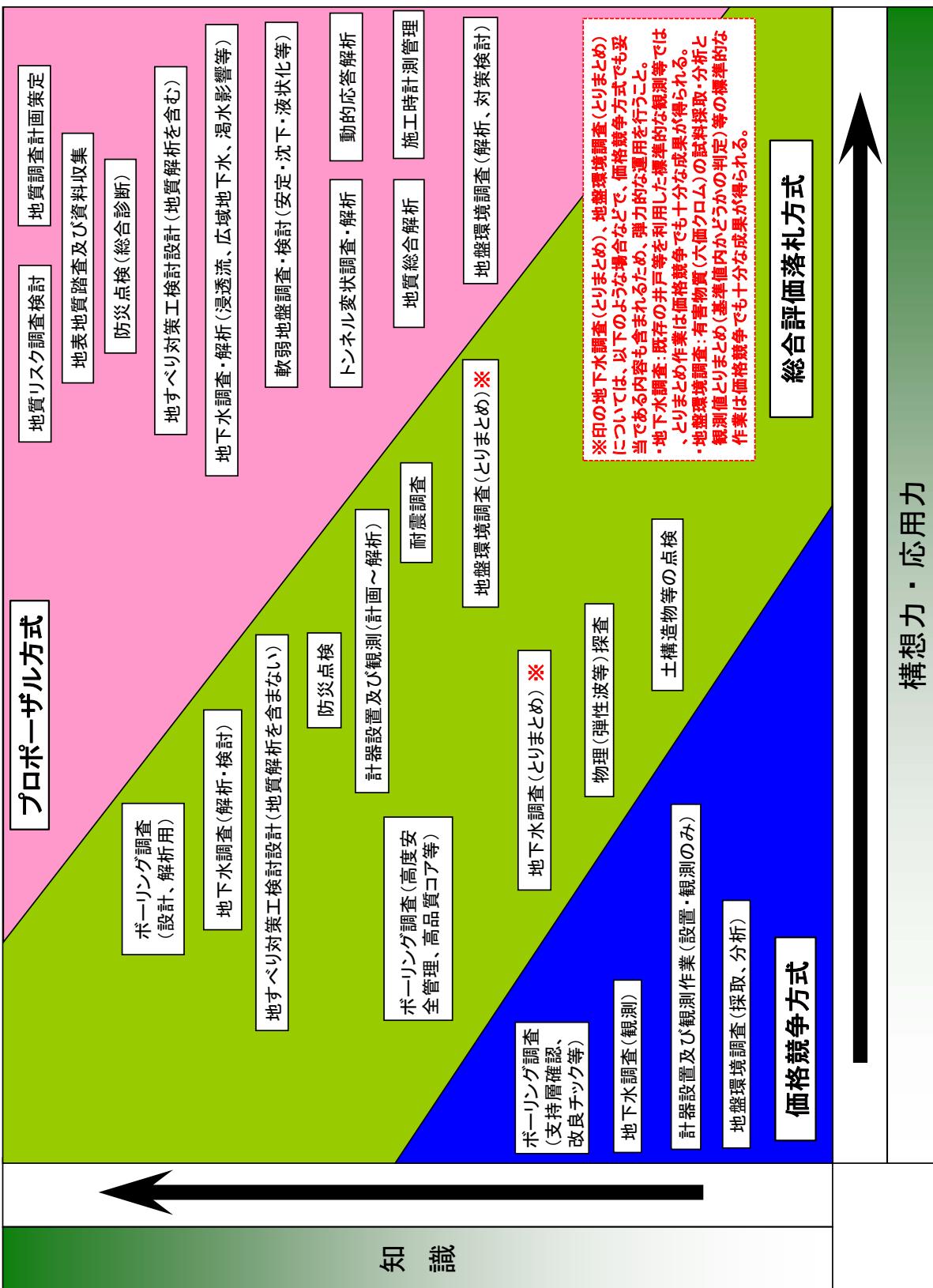


【測量調査】

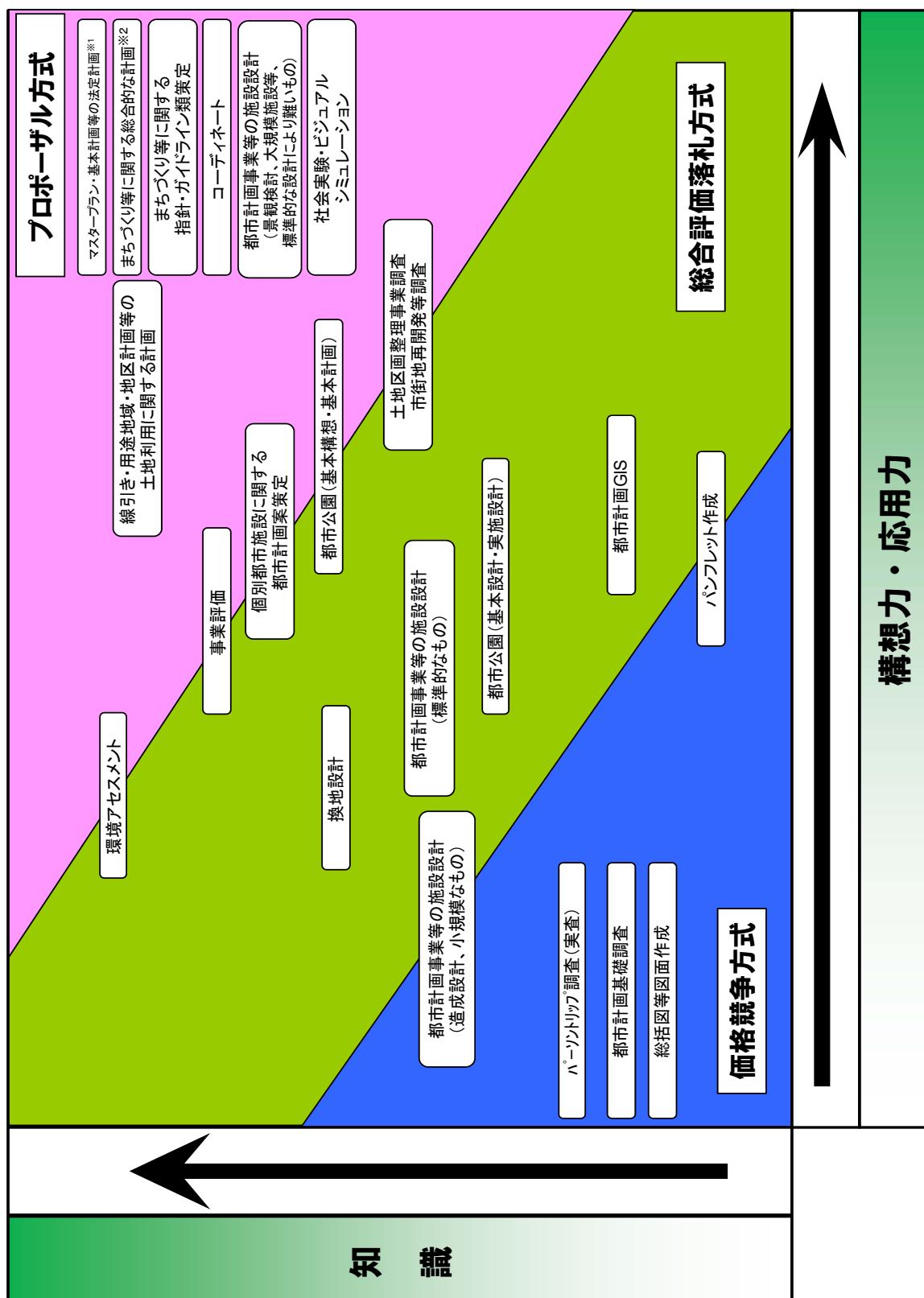


知識

【地質調査】

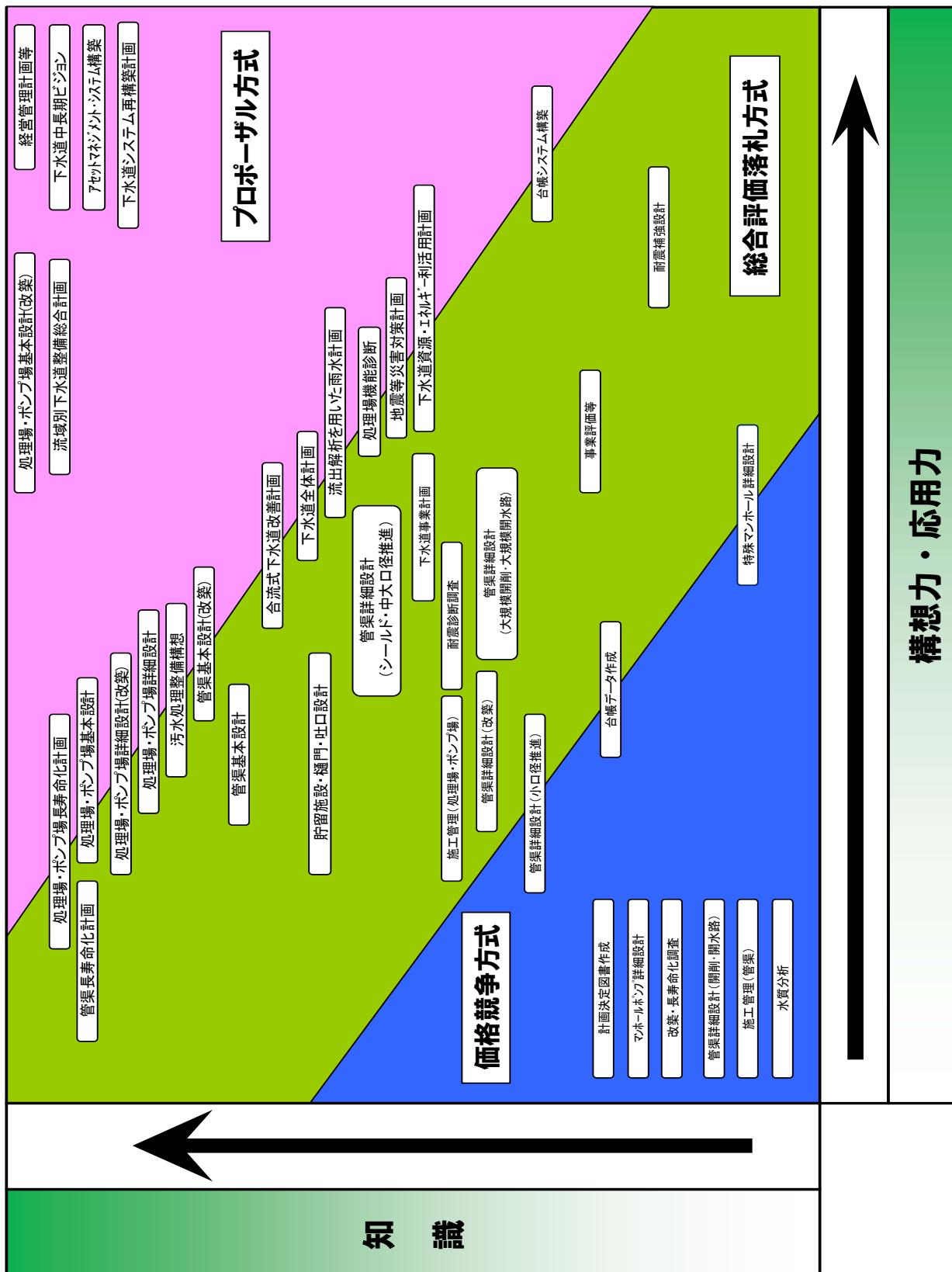


【都市事業】



※1 都市計画区域マスター・プラン、市町村マスター・プラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市整備計画、中心街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画等  
※2 都市交通に関するマスター・プラン、市町村マスター・プラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市整備計画、中心街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画等

【下水道事業】



## 7.2 同種・類似業務の取扱事例について（参考）

### 【河川事業】

実績として評価する業務		河川計画		環境調査		景観	洪水予測	防災	構造物設計			施設調査		水文	台帳作成						
		河川整備基本方針・河川整備計画・河道計画検討	事業評価	治水経済調査	環境管理基本計画	環境調査・分析（高度）	河川水辺の国勢調査	洪水予測システム検討	氾濫解析	危機管理検討（演習）	特殊構造物・樋門・樋管・予備・排水機場等以外	河川構造物・樋門・樋管・予備・排水機場等以外	河川構造物・樋門・樋管・予備・排水機場等	堤防・護岸設計	施設健全度調査	耐震調査	施設点検調査	水文データ照査検討	水文・水質観測	河川台帳作成	
河川計画	河川整備基本方針・河川整備計画・河道計画検討	◎	●	○																	
事業評価		◎	◎	●							○										
治水経済調査		◎	◎	◎							○										
環境調査	環境管理基本計画	◎			◎	◎	◎	○	○	○	○										
	環境調査・分析（高度）	○			◎	◎	◎	◎	○												
	自然再生計画検討	○	○		◎	◎	◎	○	○												
	環境アセスメント	○	○		◎	◎	◎	○	○												
	河川水辺の国勢調査				○	○	○	●	◎												
景観	河川景観設計				○	○	○	●	◎												
洪水予測	洪水予測システム検討	○								◎	○										
	氾濫解析	○									○	○									
防災	危機管理検討（演習）										○										
構造物設計	特殊構造物 予備・詳細設計（樋門・樋管・排水機場等以外）										○	○	○	○	○						
	河川構造物 予備設計（樋門・樋管・排水機場等）（標準積算基準対象施設以外）										○	○	○	○	●						
	河川構造物 予備設計（樋門・樋管・排水機場等）（標準積算基準対象施設）										○	○	○	○	●						
	河川構造物 詳細設計（樋門・樋管・排水機場等）										○	○	○	○	●						
	堤防・護岸設計										○	○	○	○	○						
施設調査	施設健全度調査										○	○	○	○	○	○	○	○	●		
	耐震調査										●	●	●	●	●				●		
	施設点検調査										○	○	○	○	○	○	○	○	○		
水文	水文データ照査検討																	○	○		
	水文・水質観測																	○	○		
台帳作成	河川台帳作成																	○			

◎: 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価  
 ●: 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価  
 ○: 類似業務として評価

【道路事業】

同種業務として評価。ただし、内容

◎ により類似業務として評価

- 類似業務として評価。ただし  
により同種業務として評価

○：類似業務として評価

## 【測量調査】

## 【地質調査】

実績として評価する業務  発注対象業務	調査								計測		検討		解析														
	地盤・環境関連企画調査	トンネル変状調査	地表地質踏査及び資料収集	トンネル水文・水質観測調査	地盤環境(土壤・地下水等)調査	軟弱地盤特殊土質試験	地質調査(予備・詳細設計用・一般)	動的土質試験	ボーリング調査(一般)	土質試験・検層(一般)	物理(弾性波等)探査	施工時計測管理(高盛土・トンネル等)	高盛土計器設置及び観測	地すべり計器設置及び観測	液状化判定(解析含む)	軟弱地盤安定・沈下概略検討	軟弱地盤対策検討	地すべり対策工検討設計	動的応答解析	地質総合解析	ダム地質解析	トンネル漏水影響調査・解析	地盤環境調査解析	浸透流解析	地すべり機構解析	広域地下水水流動調査・解析	
調査	地盤・環境関連企画調査	◎ ○ ○ ○ ○ ○																				●					
	トンネル変状調査	○ ◎ ○ ○ ○ ○																			● ●						
	地表地質踏査及び資料収集	○ ○ ○ ○ ○ ○																	○ ○								
	トンネル水文・水質観測調査	○ ○ ○ ○ ○ ○																	● ● ● ● ● ●	●							
	地盤環境(土壤・地下水等)調査	○ ○ ○ ○ ○ ○																	● ● ● ● ● ●	●							
	軟弱地盤特殊土質試験								◎ ● ○ ● ● ○						◎												
	地質調査(予備・詳細設計用・一般)								● ○ ● ○ ● ○						●												
	動的土質試験								○ ● ○ ● ● ○						○												
	ボーリング調査(一般)								● ○ ● ○ ○ ○						●												
	土質試験・検層(一般)								○ ● ○ ○ ● ○						○												
計測	物理(弾性波等)探査								○ ○ ○ ○ ○ ○						○												
	施工時計測管理(高盛土・トンネル等)											○ ○ ○ ○ ○ ○															
	高盛土計器設置及び観測											○ ○ ○ ○ ○ ○															
検討	地すべり計器設置及び観測											○ ○ ○ ○ ○ ○															
	液状化判定(解析含む)								○ ● ○ ● ● ○						○												
	軟弱地盤安定・沈下概略検討											○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○					○						
	軟弱地盤対策検討											○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○					○						
解析	地すべり対策工検討設計											○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○					○						
	動的応答解析																		○ ○ ○ ○ ○ ○	● ○ ○ ○ ○ ○							
	地質総合解析															○ ○ ○ ○ ○ ○					● ○ ○ ○ ○ ○						
	ダム地質解析															○ ○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○ ○						
	トンネル漏水影響調査・解析	●																		○ ○ ○ ○ ○ ○	● ○ ○ ○ ○ ○						
	トンネル応力変形解析	●																	● ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	● ○ ○ ○ ○ ○						
	地盤環境調査解析	●														○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○						
	浸透流解析																		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	● ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○			
	地すべり機構解析																		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○			
	広域地下水水流動調査・解析																		○ ○ ○ ○ ○ ○	● ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			● ○ ○ ○ ○ ○			

◎: 同種業務として評価。ただし、内容により類似業務として評価  
●: 類似業務として評価。ただし、内容により同種業務として評価  
○: 類似業務として評価

### 7.3 様式について

別記様式	
別記様式－1	参加表明書（鑑）
別記様式－1の2	参加表明書添付様式
別記様式－2	企業の実績等
別記様式－2の2	企業の過去〇年間の同種又は類似業務実績の概要
別記様式－3	企業の業務成績
別記様式－4	業務実施体制、技術者の配置体制
別記様式－5の1	自己資本率
別記様式－5の2	賠償責任保険加入
別記様式－5の3	公正取引委員会の排除勧告状況
別記様式－5の4	指名停止の状況
別記様式－5の5	企業の平成〇年度以降の当該地域における災害協定に基づく活動実績
別記様式－5の6	ボランティア活動の地域貢献の実績
別記様式－6	予定管理・照査・担当技術者の経歴等
別記様式－6の2	予定配置技術者の同種又は類似及び調査・計画業務をマネジメントした実務経験
別記様式－6の3	予定配置技術者の同種又は類似及び調査・計画業務をマネジメントした実務経験説明資料
別記様式－7	予定管理・照査・担当技術者の業務成績及びCPD実績
別記様式－8	審査対象期間の追加事由（予定管理・照査・担当技術者）
別記様式－11	技術提案書の鑑
別記様式－12	業務実施方針、業務フロー、工程計画
別記様式－13	特定・評価テーマに対する技術提案
内容確認シート	内容確認シート【選定段階】 内容確認シート【特定段階】

審査会・有識者・公表用様式	
審査会様式1号	各方式に関する評価調書（〇〇段階）【第2回〇〇審査会】
審査会様式2号	各方式に関する評価調書（〇〇段階）【第3回〇〇審査会】
有識者様式1号	各方式に関する評価調書（〇〇段階）【評価基準】
有識者様式2号	各方式に関する評価調書（〇〇段階）【特定又は落札者決定】
公表用様式1号	各方式に関する評価調書（〇〇段階）【技術評価結果】
公表用様式2号	各方式に関する評価調書（〇〇段階）【総合評価結果】

別紙様式	
別紙様式－1	技術提案書の提出要請書の送付について
別紙様式－2	選定通知書（公募型プロポーザル方式用）
別紙様式－3	非選定（非特定、非指名）通知書